

ユニオンの危機と大妥協の模索

The Crisis of the Union and Groping for
the Omnibus Compromise

山 口 房 司

(一) はじめに

メキシコ戦争の合衆国に及ぼした直接的影響の中で最大のものは、ウイلمット条項でよみがえった奴隷制論争であり、ユニオン分裂のマグニチュードを人心に知覚させたことである。

このことが当時どのように、又どの程度に理解されていたのか。二人の有力な政治指導者——当時の大統領ポークと、後の南部連合副大統領スティーヴンス——がほぼ同じ時点に書き残した次の資料が適確にそれを示している。

ウイلمットに附帯条項を突きつけられたポーク大統領は、その2日後の1846年8月10日、日記に次のように記した。「8日、土曜日の遅く、下院での激しい論議の後、一法案が通過したことを知った。しかしそれには条約によりメキシコから獲得されるテリトリーは、奴隷所有領域たらしめてはならない旨の有害で愚かな修正が附されていた。メキシコとの講和をなすことと奴隷制との間に何の関係があるというのか、私には思いもつかぬことである」。翌1847年1月4日にも、彼はこの「有害で愚かな修正」について再び次のように記している。「奴隷制問題は怖ろしく、かつ重要な局面を帯びつつある。今日のキング氏の動議〔同様主旨の提案〕がもし固執されるならば、この国に恐るべき結果をもたらすであろう。そしてそれはユニオン自体を究極的に危うくしないとしても民主党の崩壊にと至るは必至である。奴隷制は合衆国憲法の諸妥協の中で調整された諸問題の一つであった。それはメキシコとの戦争には何ら正当の関係を持たず、また持ちえない。更にメキシコとの間で結ばるべき平和の条件

にも関連がない……この戦争遂行のための特別予算にこれを絡ませること、或いは平和を得ることを意図した200万ドルの特別予算に絡ませることは何ら良きものを結果しえないばかりか、この国をセクショナル・ラインに沿って分断し、最悪の結果へと導くに違いない」。彼によれば奴隷制はメキシコから獲得するいかなるテリトリーにも存在しえないし、ニューメキシコおよびカリフォルニアにも同制度は不適であった。従ってこの問題についてのアジテーションは、「賢明ならざるのみならず邪悪である」と結論された。

①
大統領がかく断じたとはほぼ同じ時点の1847年1月、スティーヴンスは、ウイルモット条項が新しい闘争の口火を切ったこと、それが北部人民の共有財産になりつつあったことを感知して次のような予測と憂慮を書き留めている。「北部はこのウイルモット修正をあらゆる特別予算案にくっつけようとしている。そして全南部はこのような邪魔物のついた法案にはすべて反対投票するであろう。遂には怖るべき闘争がおこり、多分ポークは一つの戦争〔メキシコ戦争〕を始めることで、一ダースもの戦争が眼前に生起するのを悟ることになろう。行末えは暗く、陰うつで、濃い暗雲にとざされていると考える」。

②
二つの資料はいずれもウイルモット条項が極めて「有害」であり、「セクショナル・ライン」に沿って国家分断的潜在力を秘めていることで一致している。相違点は全国統括者としての大統領が、これを「賢明ならざるのみならず邪悪」として排除し、奴隷制を調整すべき問題の一つとして努めて低い評価を与えることにより地域間闘争の鎮静化を計っているに対し、一奴隷州の代表としてのスティーヴンスは、これをきっかけに「一ダースもの紛争」が南北間に生起するだろうことの不可避性を予測して、陰うつではあるが適確に南北双方の利益と感情の疎隔を摘示している点である。

まさにウイルモット条項によって闘争は始まったばかりなのである。スティーヴンスの予測は正しかった。以後、大妥協に至るまでのいわゆる「大論争」と、南北双方の過激派の間にみられた「分離」の叫びがそれを証する。

しからばポークの予測と希望は、それに比し楽観的に過ぎたのか。認識において彼のそれはスティーヴンスと異なるところはなかった。ただ大統領として、奴隷制は政治家がタッチしないのが最良である大きな社会的、経済的事実

であり、妥協によって落ち着させるのが最善の問題であるとしていたのである。従ってウイلمット条項、すなわちテリトリー問題が激化し始めるや彼は36度30分のミズーリ協定線を太平洋岸にまで延長する解決策を示す一方、南部のカルフーンと北部のウイلمットを同じく厳しく非難し、また日記に「南部のアジテーターと北部のファナチックス」の双方に厳しく対決せんとしたことを記している。

③

要するにウイلمット条項により大きな地域間闘争の危機が提起されたこと、この条項によって奴隸制問題が回避されなくなりつつあったことが明らかとなった。すなわち反奴隸制運動は今や政治運動を望まなかった理想主義的アポリショニスト（少なくともギャリソン派）の手から急速に離反して、純正の改革運動は勢力を失なった。奴隸制自体への反対から奴隸制拡大反対への移行が始まり、それとともにこの問題は現実的な政治家が対処すべき現実的な問題へととなった。奴隸制問題は道徳的、感情的諸力を喪失しなかったが、性格を激的に変化させた。右の二つの資料はこの激的変化と、それに続いた闘争の激化を予言した数多い証しの一つにすぎない。

ただ近時の諸研究は、奴隸制問題とセクショナリズムの過度の強調、内戦因の過度の単純化を戒めている。当時、合衆国は奴隸制問題の他に、内陸開発、関税等の伝統的問題に加えて、ようやく新たな大問題となった移民の流入とそれが社会におよぼすイムパクトへの対処を迫られていた。当時のアメリカ人はこれらの諸問題に同時的に対応したのであって、従来の史家は「セクショナリズムと奴隸制」論に捉えられすぎたゆえに事実の歪曲化を生みだした——かかる強い不満は新世代に属する史家、たとえばシルビーなどによって次のように表明されている。すなわち多くのノン・セクショナルな問題が或るアメリカ人グループには、南北間相違の問題よりもより直接だったことを考慮に入れないならば、内戦の総合的理解は歴史的に不正確であり重大な修正を要する、と。

④

しかしこれらの史家でさえも、ウイلمット条項がひきおこした大論争と大妥協の期は例外的なほどセクショナリズムが高揚した時期だと譲っている。むしろシルビーのあげた第31国会の投票分析は極めてセクショナリズムの陰影が濃くかげっていることを示している。すなわち第31国会（「大論争」から大妥

協に至る全期間を包括。1849年3月4日～1851年3月3日）において、南部選出下院議員は「内陸開発」から生じた諸問題については、三つの立場にほぼ等しく分裂する一方（45.6%、11.4%、43.0%）、「奴隷制拡大」から生じた諸問題では実に95.2%の団結した投票のあったことを認めている。従ってかかる^⑤批判を無視しないセクショナリズムの強調は有用であると考える。

最近のおびただしい内戦期研究のいま一つの成果は、政治的問題の領域外、特に人種偏見を扱った分野に認められる。すなわち奴隷制問題を扱うに当り、たとえば内戦前の北部人にはニグロに対する敵意が普遍であったことを強調したリトワックの諸作や、北部にはよく整備され同調者を多く持った地下鉄道組織があったとする説の虚構をあばいたギャラなどの研究がある。これらの研究を総括してウッドワードは、いわゆる“North Star”イメージ、すなわち北部人が全般に黒人奴隷の苦況を軽減すべくミリタントに決意していたとのイメージに安易に陥らざるよう注意を喚起した。^⑥のみならず、むしろ非常に多くの北部人は黒人奴隷の苦況に冷淡であり、北部における「ぶっている」反奴隷制改革者たちに敵対的でさえあった、と断じている。^⑦

この北部および西部における「^⑧黒人恐怖症」の存在が知られたのは、決して新しいことではない。1830年代トックヴィルがアメリカを訪れた時、彼は有名な言葉を残した。人種偏見は南部でよりも北部でより強いように見え、更にかつて奴隷制を一度も経験したことのない西部諸州において最も強烈である、と。^⑨

また人種偏見が北部および西部で普遍であったとの説は、バーワンガー・ローリー説として内戦前史に或る種の定着を主張した。これによれば、むしろ人種偏見こそ北部の凝集剤であった。^⑩「経済的、政治的、理想主義的諸要素と並んで、人種偏見がテリトリーにおける奴隷制についての思考の基盤であった」、
「反奴隷制感情が自由土地党を通じて政治的行動を求めた時、それはニグロの権利の問題を消去してしまった」。同党が選択し、とりあげた問題は、ニグロが存在することの脅威を訴えることであった。「テリトリーを白人のためにのみ保全することこそ、北部有権者たちが反奴隷制を支持しうる唯一の素地であった」。まさに既述したごとく、自由土地党の指向する奴隷制拡大阻止は、

テリトリーを“lily-white”たらしめんとする人種偏見、黒人恐怖症の上に構築され、それが様々な分岐を示した北部人心を糾合しうる「唯一の」凝集剤であった。

^⑪ ウイルモット条項に表明される自由土地主義フリーソイリズムには、濃い人種差別主義が投影していたのは歴史的事実であり、フリーソイラーが「高邁な」十字軍戦士であったとのイメージは修正される必要がある、との「修正派」の主張は無視できない。しかしこの修正派が同時に自由土地党员→共和党員像に対して、一種の新しい不均衡を導入したことも否めない。その上で再び注目さるべき点は、テリトリーに奴隷制が、従って黒人が導入されるのは白人および自由労働への脅威であるとの北部、西部人の一般的認識が実在したことである。

^⑫ さらに北部、西部人がウイルモット条項（自由土地主義）に結集したいま一つの要因として、反奴隷制ではなく「反奴隷主権力」ないし「反南部支配」感情が基底にあったとする論が、その説得性に応じた支持を受けとっていることが、内戦前史叙述に或る種の難渋と豊かさを提供している。

^⑬ 以上のことを背景に、ウイルモット条項への各セクションの反応、生みだされたデッド・ロック、様々な打開策から大妥協の成立と、その実体的内容、さらにそれが単なる「一時的休戦」であり、南部にとっては一連の「空虚な勝利」^⑭の一齣にすぎなかったかを考察する。本稿はその第一部として立論の前段を扱う。

（註）

① Avery Craven, *The Coming of the Civil War* (1963), p. 220.

② *Ibid.*, p. 226.

③ Allan Nevins, *Ordeal of the Union* (2 vols., 1947), I, p.10.

④ たとえばシルビーがアイオワ州立大学に博士論文として提出し、後に単行本として刊行した著作および論文を参照されたい。

Joel H. Silbey, *The Shrine of Party. Congressional Voting Behavior, 1841—1852* (1967); do., *The Transformation of American Politics, 1840—1860* (1967); do., “The Civil War Synthesis in American Political

- History," *Civil War History*, X (1964), pp. 130—140, esp. pp. 131, 134—135.
- ⑤ Silbey, "Civil War Synthesis," p. 134.
- ⑥ Leon Litwack, *North of Slavery: The Negro in the Free States, 1790—1860* (1961); do., "The Federal Government and the Free Negro, 1790—1860," *Journal of Negro History*, XLIII (1958), pp. 261—278; Larry Gara, *Liberty Line: The Legend of the Underground Railroad* (1961); do., "The Fugitive Slave Laws: A Double Paradox," *Civil War History*, X (1964), pp. 229—240; Norman L. Rosenberg, "Personal Liberty Laws and Sectional Crisis: 1850—1861," *Civil War History*, XVII (1971), pp. 25—44.
- ⑦ C. Vann Woodward, "The Antislavery Myth," *American Scholar*, XXXI (1962), pp. 312—328.
- ⑧ *Ibid.*, pp. 316—318.
- ⑨ Alexis de Tocquville, *Democracy in America*, eds., J.P. Mayer and Max Lerner (1966), p. 315.
- ⑩ Eugene H. Berwanger, *The Frontier Against Slavery* (1967); James A. Rawley, *Race and Politics: "Bleeding Kansas" and the Coming of the Civil War* (1969).
- ⑪ *Ibid.*, pp. viii, 12. 拙稿『「明白なる天命」とウイルモット条項——南北戦争への序曲』大阪経済法科大学論集第5号(昭和53年3月)。
- ⑫ 北部のレイシズムについては次を参照されたい。Litwack, *op. cit.*; Martin Duberman (ed.), *The Anti-Slavery Vanguard: New Essays on the Abolitionists* (1965).
- ⑬ 1858年時点、すなわち共和党結成後もこの感情が強かったことはリンカーンがシカゴで行なった演説において、テリトリーは自由白人労働のために保全されねばならぬと主張した時、喝采で演説がしばしば中断されたことにも明白である。Roy P. Basler (ed.), *The Collected Works of Abraham Lincoln* (1953), II, pp. 498, 502, (Speech at Chicago, July 10, 1858). この浸透した人種偏見が、アメリカ社会における黒人の適正なる地位の問題を共和党がどう処理しようとしていたか、共和党が当時直面した最も厄介で当惑的な問題とさせた。民主党

も共和党も、しばしば有権者の人種偏見に訴える選挙運動を展開した。従って史家の間には、両党間に対黒人態度についての基本的相違はないとの説も生じるに至った。しかし共和党はそれを吸収消化せずとも緩衝化させねば党の存立基盤を失なうというディレンマに達着し対処せねばならなかった。この点についての論考は後の機会で扱う。ここでは、さし当ってフォナーが黒人恐怖症の存在を認めながら極めてバランスのとれた著作をものしていることを指摘するに留める。

Eric Foner, *Free Soil, Free Labor, Free Men. The Ideology of the Republican Party before the Civil War* (1970).

- ⑭ Larry Gara, "Slavery and the Slave Power: A Crucial Distinction," *Civil War History*, XV (1969), pp. 5—18.
- ⑮ David M. Potter, *The Impending Crisis, 1848—1861* (1976), Chapter 5 "The Armistice of 1850," pp. 90—120, esp. p. 293.

（二） ウイルモット条項の余波

ウイルモット条項への反応と、それが惹起した闘争とは、いかに同条項が各セクションの基本的な死活問題と絡んでいたかを如実に示している。人民は提起された選択肢を通じて明確に問題を理解するに至った。史上はじめて二つの大セクションが、互いに存亡をかけて何を争うのかを知って対決した。

自由を全土に弘め奴隷制をセクショナルな制度に限封するのか。或いは国会は奴隷制を保護する以外には同制度に手を触れてはならないと考えるべきなのか。たとえ国家の基盤を揺がすことになろうとも、南部利益を尊重することのみが、政党の団結と国家の調和をもたらずのか——国会はこれらの疑問に答えることを迫られたのである。

手掛りとして1848年大統領選挙を狭んだ第30国会（1847年3月4日～1849年3月3日）の混迷ぶりと、それを生起させた係争点を次の資料からうかがってみる。

1849年12月、合衆国憲法下60余年の歴史の中で国会は未曾有の混乱を経験した。ことに下院は後述するように3週間もの間、議長を選出することができず

下院の編成が不可能で、前会期の単なる書記官がこの空転期間を主宰した。その挙句63回目の投票、しかも異例の方法でやっとコップを議長に選出した。①
 のような大混乱のうちにスタートした国会は一議員の次の懐古で十全に言いつくされる、それは「議場」ではなくまさに「一つの洞穴——大洞穴であり、その中で人々が様々な場所で好きにしゃべる。そして何も聞きとり判別できない」ような「洞穴」に終始した、と。②

混迷のうちに始まり騒然のうちに進行した同国会の主要議題、換言すればかくも国会、殊に下院を動揺させた係争点は何であったか。これも一議員の叙述に活写されている。「朝から晩まで、来る日も来る日も、また週から週にとかけて、何がしか黒人奴隷制にかかわりのないような発言は何ら審議されない……諸賢、私はこの黒人問題につくづくうんざりした。私は変化を求めたい。この国には何がしかの白人がいること、しかもこれらの白人は何らかの配慮を受ける資格があるということを諸賢が想起してくれるよう願います……しかし議場慣れしていない議員以外の人が……この議場で討論されていることを聞いたら……国会は主としてニグロのために設立されていると思うでありますよ」③
 この国会が専ら何を論じたのか、これで明らかであろう。問題は黒人（奴隷制）の、しかも正しくはテリトリーにおけるその去就をめぐるって旋回したのである。5つの法律で危機を収拾した大妥協は、まさにこの問題を根底にしている。

ウイルモット条項とそれが惹起した激情的反応を各セクション毎に以下のごとくに概見しよう。

北部では「奴隷主権力」(Slave Power)の存在が急速に認識され、かつ新しい地歩を占めた。勿論、北部および西部が「奴隷主権力」の連邦支配の陰謀を口にしはじめたのは、決してこの期が最初ではない。ただ大抵の政治スローガンの場合と同じく、「奴隷主権力」なる字句が何時から使用されたかを定めるのは困難である。その概念のエッセンスは、1820年ミズーリ論争の中で表明された。しかしこの字句そのものが、そしてその概念が広く受容されたのは1830年代の諸事件の所産であるように思われる。アポリショニストは言論の自由ギヤグ・ルールに対する暴徒の暴行にこれを適用したし、国会への請願権をしめだした緘口令

の通過にも適用した。また1839年自由党を誕生させたオルバニー大会は、「奴隷主権力がいまや自由諸州の自由に対し故意の、かつ断固たる戦い」を挑んでいるのは疑問の余地がないと警告した。その数ヶ月後、アボリショニストの一紙は、“Slavocracy”と“Slave Power”は同義であると述べたが、ほぼこの時点以降これが反奴隷制派に広く使用されるに至った。この語の起源がどうであれ1830年代以降、北部諸州で広く口の端にのぼるようになったのは確かである。

④
いづれにしろ1789年以降、南部は大統領、最高裁首席判事、国会の各委員長の圧倒的多数を独占してきた、約言すれば奴隷所有主が団結して政治権力を組織してきたとの考えが受容された限り、反奴隷制派にとっての次の論理的ステップは明白である。自由にくみし、奴隷主権力に対抗する政治力を創出することであった。このことを、自由党から共和党へと至るプロセスを一貫して大きな影響力をもってリードしてきたと近時とみに高く評価されるチェイス (Salmon P. Chase) は、次のように回想している。反奴隷制政治家として彼に政界入りを決意させたものは、^⑤「奴隷制の拡大と奴隷主権力優位に対する組織的抵抗が絶対的に必要であるとの信念」からであった、と。この回想からひき出され我々にとっても諒解の容易な反奴隷制派の政治的アプローチは、これまた1841年の彼の説明に明らかである。反奴隷制とは——アボリショニズムと異なり——、「奴隷制を自由労働に敵対する権力とみなし、それに敵対することを意味する」。他の諸悪、たとえば激増の度を加えつつあった移民の大流入に伴なうアルコール害毒などに対する政治的組織など必要ではない。なぜなら効果を伴ない力をつけている“Rum Power”などは存在しないからであり、一方“Slave Power”は全くの実在物なのである、と。

⑥
この「実在する奴隷主権力」なる概念が、なぜに北部の人々が奴隷制は気候や地理的条件によって西部テリトリーから排除されると説いたウェブスターや、クレイらの保証を受入れられないとしたかの一説明を用意する。再びチェイスに借言しよう、^⑦「強大で活発な政治利益が新しいテリトリーへの奴隷制拡大に関心を示している限り、積極的立法以外に、新しいテリトリーから奴隷制が排除されることを期待するのは無駄である」。

1840年代、奴隷主権力思想は自由党のレトリックの中核をなし、同党から最初の大統領候補指名をうけたバーニーは、合衆国政府が奴隷主権力の手中に掌握されていると攻撃してその淵源をミズーリ協定期に求めている。

⑨
所属政党の如何にかかわらず、多くの北部人は奴隷主権力が彼らの利益を侵害しつつあるゆえに、それに反対せねばならぬとの結論に達し始めていた。奴隷制拡大論争が白熱するにつれ、“Slave Power”、“Slaveholders’ Conspiracy”なる考え方が反奴隷制派の口の端にのぼり勢いを増したのは当然であった。テクサス併合およびメキシコ戦争、ウイルモット条項が格好の加速剤となった。

たとえば反奴隷制派から選出された最初の国会議員の一人であるギディングス（Joshua Giddings）は1845年、反奴隷制の大義が極めて緩慢にしか進展しないと嘆いているが2年後には、奴隷主権力の拡大のみを目的とした——と彼の信ずる——メキシコ戦争とそれに伴うウイルモット条項が大衆の感情を覚醒させたとしている。曰く、「いまや私はこの戦争に反対の大衆の深い憤激、奴隷主権力の侵害への深い憤りを認める。私は生涯で始めて奴隷主権力が、北部ホイッグ党員と北部民主党員の結束した非難の前に、たじろぎ動揺しているのを確認している」。

⑩
南部独裁、奴隷主権力支配問題は、かくて北部で超党派的に論ぜられた。ヘイル（John P. Hale）の選挙区の一人は1846年、彼の町の市民はすでに「南部専制と奴隷制から結果される諸悪に反対する政治的組織を結成した」と報告している。またこの組織が自由党とも、二大政党とも全く独立した超党派のそれであることを附記している。マサチューセッツにおいてもポルフリー（John G. Palfrey）は、「奴隷主権力に関する覚え書」と題した一連の論文において南部側の攻撃を総括的に論じているが、これまた北部民主党、ホイッグ党のいずれからも賛意をもって迎えられた。

⑪
ウイルモット条項登場後は、特に北部ではこの奴隷主権力説を弘布することの利が政治指導者たちによって認識された。1848年の自由土地党の選挙戦では、かつてない程にこれが強調された。この選挙戦を回顧してサムナーはチェイスに触れながら、「従来この強大なる専制暴君を知らなかった諸地域に、奴

隷主権力に関するふんだんな知識が拡散された」と評価している。

⑫
 ウイルモット条項は既存の奴隷主権力説に新しい次元と勢力を与えた。それは北部人に奴隷制や南部に対する恐怖、怒りの政治的シムボルを提供した。なぜに奴隷主権力が政治的シムボルになりえたかを、一史家は次のように分析している。第一に、19世紀中期のアメリカ人は、独立革命期を特長づけた権力の集中化不信を依然、留保していたこと。第二に、奴隷主権力説は北部白人の利益と権利を南部が脅やかしていると強調しえたこと、これは奴隷制が黒人奴隷に如何なる悪を働いたかの論より遙かに強いアピールを持ちえたことを意味する。第三に、アメリカ人が歴史的諸事件を陰謀によるものと見る傾向を有したこと。

⑬
 この分析の当否はともあれ、ウイルモット条項に対する北部の反応は次の如きものであったことを幾つかの資料で確認し、それがまともな難い北部人心を一つに糾合する重要な素材であったことを看取してみる。それは奴隷制が合衆国の支配的利益になっている、少なくとも奴隷主権力がそう意図していること、しかも南部人が西部テリトリーに優位を確立しようと努めているとの攻撃には大きな真実と、政治的宣伝効果があったことを確認する作業でもある。

合憲的な奴隷制への積極的反対が、その拡大を許さぬと言った方法で追求されることになって、従来、戦術的に或る種の袋小路にあった北部に格好の政治的理論を与えることになった。シンシナティ・ギャゼット紙(1847年10月7日)は、「我々は……いかなる新しい奴隷テリトリーにも反対である……我々はユニオンに既にある州を越えて奴隷所有主に肩入れする憲法上の不平等を拡大することに反対する」と述べ、オハイオ州の一紙は同じく「自由の愛好者は、共通の敵に対しその領域を限封することによって反対すべく団結せねばならぬ」と呼応した。アナーバー・トルードモクラット紙は更に論調が激越であった。「北部はもはや南部の奴隷のように、南部の専制に屈伏するには余りにも強力である。ことに奴隷制がその自然の境界線を越えてまで拡大することを要求している時には尚更である」。更には奴隷制に「現在、自由な土地を汚染させるに任せる」よりは、むしろユニオン解体の用意があるとの強硬な主張が述べられた。クレイヴンはこのように北部および北西部の諸紙を引用して、これらの

地域がウイルモット条項を奴隷主権力の抑制策として利用せんとしていること、与党の民主党員の間にはさえ自由土地主義が受容されつつあったことを指摘している。

^⑭ 北部および北西部のウイルモット条項に対する反応は、およそ右の様に要約的に把握できるであろう。政治的に考慮すべきは、この反応を如何に持続させるかであった。著名な黒人指導者ダグラスは、ウイルモット条項アジティションを煽ることの政治的重要性を誰よりも率直に認識していた。「このアジティションは、人民の眼前に問題を釘づけにする。奴隷制への人民の憎悪を深化させる。そして北部白人と南部奴隷所有者の間のハーモニーを破壊するのに有用である」、と。かくて北部および北西部における同条項への反応は、激越のかつ永続的たらざるをえなかった。

同条項への南部の反応は、同様に厳しくあって然るべきであった。しかし南部諸州選出国議員が素早く応えたに比し、人民の対応は北部のそれより、より緩慢であったとされる。しかし、そのことは反対の調子がより過激でなかった^⑮ということを意味しない。むしろその逆でさえあった。

南部統一論者にとって、最大の刺激剤はウイルモット条項であった。それは従来、可成り多様な政治的意見を発言させていた南部統一論に甚大な影響力を發揮した。主として南部の将兵によって戦われた「ポーク氏の戦争」、主として南部の血によって購なわれんとしている勝利の果実が、この条項により手中から奪われようとしている。同条項はユニオン内における南部の平等を拒否するものである。従ってそれは南部過激派、或いは南部連合結成を希求した人々——すなわち ^{フアイア・イーター} 猪突派 にとって格好の素材となった。

^⑯ 彼らにとり、北部がこの法案を支持することは奴隷制への明白な敵意の表明と同義であった。1847年の間じゅう、北部議員が下院でくり返しこれを採択するにつれ、南部は徐々に反撥の意を固め、奴隷制を合憲としている合衆国憲法^⑰に対する忠誠を示すため北部議員も同条項に反対すべきであると要求するに至る。最後にカルフーン声明およびアラバマ民主党綱領において、南部人は彼らが新しいテリトリーに如何なる種類の財産をも携行しようという保証を与えないような大統領候補は誰であれ支持しないことを決議し、これを南部の共有財

産とする情勢を生んだ。

¹⁹同条項への南部の反撃は猪突派、その中でも特に著名なアラバマのヤンシーらによってリードされた。1830年代には熱烈なユニオニストであった彼は、40年代には「オレイター・オヴ・セセツション分離の代表弁士」に変身していた。1848年、アラバマ州民主大会において彼は一連の決議案を草し、過激な南部権益論を開陳したが、²⁰勿論、サザン・ライツ同条項は激しい非難の標的であった。更に、テリトリーにおける奴隷制が積極的に連邦法により保護されることが合憲であり、もし合衆国憲法と州権がユニオン内での南部に安全を保証しえないならば、分離が望ましいと主張している。

いま一人の著名な猪突派、一史家に借言すればカルフーンを「師にして偶像」と称賛し心酔していた人物は、サウスカロライナのレットであった。彼は1847年1月15日の演説において、一ヶ月後上院でカルフーンがより精緻に仕上げることになる同条項への南部の解答を披歴した。明確な言辞で述べられたレットの演説は、財産権擁護論 (constitutional theory of property rights) と呼ぶことができよう。カルフーンでさえも、しばしば彼の過激ぶりには反対を表明せねばならぬ程であった。そのようなレットが、同条項を国会が審議している時、その国会通過さえ願ったのは、そのことにより南部人心が憤激して分離を真剣に考慮する契機になると考えたからである。かくて彼の同条項への解答は、ユニオン分解をも準備する過激なものであった。しかもそのアジテーションは、サウスカロライナ州議会に議席を占める弟のエドマンド・レットによって南部政界に、彼の子息レット二世が主筆である最有力南部紙の一つチャールストン・マーキュリー紙によって一般人心に弘布されたのである。ヤンシーが「オレイター・オヴ・セセツション分離の代表弁士」なら、レットはまさに「フアザー・オヴ・セセツション分離の父」であった。²¹

カルフーンは当初、ウイルモット条項を民主党内の、ことに北部ニューヨーク州のそのの内紛の所産とみていた。またメキシコ戦争自体にも賛成ではなかった。しかし同条項により勝利の分け前が平等に与えられないことには猛然と反対した。北部諸州がこれによりテリトリーから奴隷制を排除し、これ以上の奴隷州加盟を阻止する意図を明白にしたと読みとった彼は、南部が人為的に「救いなき少数派」におとしめられ、政治的、経済的に属領の地位に追いこま

れることの危険を世人に訴えた。テリトリーが「このユニオンの幾つかの州」に帰属するものであり、テリトリーはこれら諸州の「共同の共有財産」であるとの所説に立って、南部世論を喚起するとともに北部への警告ともした。いわゆる「カルフーン決議」がそれである。

この偉大な南部指導者は南部人心を喚起し、北部の南部権益攻撃の危険を暗示しようとした。1847年2月19日、上院で彼はウイルモット条項を非難し、南部の立場を擁護した演説を行なったが、それはおよそ以下の四つに要約しうる。(一)合衆国のテリトリーは諸州の共有財産であること、(二)国会は諸州の代理者^{エイジエント}であるゆえに、ユニオン内の諸州間に差別をたてるが如き法の制定、また合衆国が獲得するであろうすべてのテリトリーにおける十全にして平等なる権利を剝奪するが如き法を作成する権限はないこと、(三)奴隷制に干渉する法の制定はすべて合衆国憲法および州権の侵犯であり、ユニオン内の州の平等性に反する、(四)人民は自らの好むところによって州政府を設立することができる無条件の権利を有する。その際、その政府が共和政であるべしとする以外には何らの条件をも合衆国憲法は附していない、というものであった。

特に次の指摘は問題の所在の明確化と、以後の南部理論構築の主軸となった意味において留意されてよい。カルフーンは地域間平等に意を用い、そのような政策が南部の少数派転落を防止すると信じていたが、「直接的な問題」はテリトリーにおける奴隷制であった。曰く、この件に関しては合衆国憲法は救済策を準備している。すなわち合衆国の領土は、「このユニオンの諸州の共有財産である。それらは‘合衆国のテリトリー’と呼ばれている。しからば States united でなく ‘United States’ とは何か。諸賢、これらのテリトリーは States united の財産である。すなわち諸州の共同使用に供するために保有されているのである」。

②
このカルフーン決議はウイルモット条項登場を契機に、南部の立場——奴隷制の積極的保護、州権とユニオン契約論、非奴隷所有州による南部への「攻撃的政策」糾弾——を要約したものであった。

南部諸州は覚醒した。カルフーンが上院で決意を披歴する前日の2月18日、リッチモンド・エンクワイアラー紙いわく、「警鐘すなわち‘夜中の半鐘’が

我々の耳に鳴りひびいている。北部および北西部の狂人どもは賽を投げた。そしてこの光栄あるユニオンの余命をはかっている……南部人士よ！諸君にふりかかっている危険は重大である！口を開け、そして諸君の権利を侵犯せんとする者に如何なる運命が待伏せているかを警告せよ」。

⑲
上院議員バトラー（Andrew P. Butler）は、ウイلمット条項を「合衆国憲法への反逆」と酷評したが、彼の出身州サウスカロライナは同条項反対の中心になっていた。同州の諸紙は挙げて激しく同条項を非難し、かつヴァージニア州議会の行為をためらいなく是認した。カルフーン決議の後、一ヶ月も経たぬ3月8日、ヴァージニア州議会はそれと類似ではあるが、より激越な調子の一連の決議を採択した。それに言う、連邦政府は奴隷制を統御する権限を持たないこと、ウイلمット条項には万難を排し最後の最後までこれに抵抗すべきこと。更にすべての南部人は「自らの最も貴重な特権、主権、独立、財産権に思いを至し、この危急に当って統一して共同行動をとる」べきだと説いた上で、同条項をテリトリーに適用することには断固反対すべきであると結んでいる。

同様の決議はミズーリ、テネシー、ケンタッキーの各州でも採択された。ミシシッピのブラウン知事は、このことについてヴァージニアのスミス知事と書簡を交わし、南部は理性と論議とを最後までつくして熟慮すべきだが、もし友好的な回復策がえられねば、南部は「敵となり、神と自然とが我々の手中に与え給うた手段をもって我々の権利を守るため」いささかの躊躇もしないことを確認しあった。

⑳
かくて最初は緩慢な反応しか示さなかった南部は、同条項の意味するところを知るに至って、政界、ジャーナリズム挙げて強い反感を示したのである。北部、北西部も同じ熱烈さで逆にこれを支持した。かかる環境を背景にした1848年大統領選挙と、その後召集さるべき国会が混迷と危機をはらむものとなったのは、けだし必至というべきであった。

感情の極度な緊張の下に、1848年大統領選挙が接近していた。二大政党とも過去四年間に分裂の度を深めており、この裂け目をつくろうことができるリーダーを希求していた。いずれの政党もかかる基盤に立って大統領候補者選定をなしたのである。以下、各党の、そして新しく出現した極めてセクショナルな

政党、自由土地党の候補者選定すなわち選挙戦略を追う。

1848年における真の係争点はただ一つ、西部の諸土地（殊にメキシコからの割譲地）が奴隷所有主およびその奴隷に開放されるのか、或いはこの広大な地域が自由テリトリー、すなわち後日自由州になるのか——に最もよく要約しうる。しかしこの大問題は選挙戦に勝つこと、そのためには南北双方の有権者に同等の媚態を示す必要を感じとった諸政党と候補者により曖昧化された。ともあれ大統領選挙戦は5月に民主党がボルチモア大会を開いた（22日）のをきっかけに、その極盛局面を迎えた。

民主党全国大会は慣行として先ず候補者を指名し、後に党綱領を起草することになっていた。噂にのぼった人々の中から、ポークは任期中に多くの敵を作ったこと、一期限りで勇退すると公言していたため先ずリストからはずれた。カルフーンは随分長らくこの1848年に期待をかけていた。しかし彼のメキシコ戦争、オレゴン問題への態度がチャンスを探みとった。キャスがこれら二人の大物候補以外に、ブキャナンを始めとする群小候補を敗って四度目の投票で指名された。そのことは先にあげたテリトリー問題処理四方式の中でも、居住者主権原理がミズーリ協定方式に勝利したことを意味する。ブキャナンがそれによって勢力の糾合を計らんとした36度30分の妥協原理の弱さが示されたと換言できよう。北西部ミシガン州出身であることが北部票をひきつけるだろうこと、最近の例のニコルソン書簡によりテリトリーにおける奴隷制問題を住民主権説で巧みに回避したことが彼の指名された主因であった。

しかしすでに強硬なアラバマ綱領が大きな障碍を形成していた。そのため彼は公然とウイルモット条項を攻撃し、南部に再保証を与えようとさえしたが、それを信じない南部人も少なくはなかった。しかし奴隷制問題についてのキャスの立場は、ほとんど南部人のそれと近かった。それゆえ南部の過激紙チャールストン・マーキュリーでさえ、アラバマ綱領は必要でないのみならず「取るに足らず、いやしむべき、組織破壊的」であるとの論説を掲げた程であった。結局、同大会の綱領は、奴隷制への国会の干渉は「最も容易ならず危険な結果」を必至すると警告し、アボリショニストを非難し、「合衆国憲法の諸原理と諸妥協」に忠実に従う旨を表明して、真の係争点——テリトリー問題——を隠

蔽した。そして到来した大統領選挙戦において党員に対し、北部では北部向けのキャスの選挙戦用経歴を、南部には同じく南部向けのキャス経歴を送付して戦ったのである。両義にとれる居住者主権説の選挙戦術としての有用性が利用されたわけである。²⁸

しかしテリトリー問題を回避したことにすべての民主党員が満足した訳では決してない。注目すべき二つの脱退グループを出したことがそれを証明している。その中の一つは、この選挙戦に直接大きな影響を与えなかったが、他の脱退グループはアメリカ政治史上、特筆すべき事件の一つとして記録されるに値する。

前者の脱退グループに触れよう。ボルチモア全国大会に参加したアラバマ州代表团は、すでに採択された国会も准州議会もテリトリーから奴隷制を排除しようとの論を不可としない候補は誰であれ支持しないと有名な「アラバマ綱領」を携えていた。ヤンシーは同大会において、この立場を表わす条項を挿入しようとして36票対126票で敗退した。彼はそれにより大会を退場したが、従う者は南部代表团中、ただ一人であった。まさに一史家に借言すれば「一人のドンキホーテと、一人のサンチョ・パンサだけ」であった。²⁹それはこの期の彼ら猪突派の勢力と、感情を刺激したくないとする選挙戦への取組みを象徴する事件であり、その意味においてこの選挙戦に限定すれば、猪突派の退場は大きな意義を持たない。しかしこの年以後の民主党全国大会で、彼が退場をくり返す度に追従者が増していったこと、すなわち南部過激派が勢力を拡大していく出発点となった点は注目すべきである。

それに比し、後者の脱退グループはこの選挙戦の行方と、以後の合衆国政治に決定的な影響を与えた。すなわちセクショナルな党、自由土地党の出現である。

基軸州ニューヨークは同州民主党の内紛をそのままに、二派の代表团を派遣した。ヴァン・ビューレンを指導者とする熱烈なウイルモット条項支持派のバーンバナーズ（多分、ねずみを殺すために自分の納屋を焼いた伝説上の農夫に因み、奴隷制を排除するために進んで自党を破壊してもよいとしたグループ。“Softs”とも呼ばれる）と、ハンカーズ（明らかに彼らの官職やスポイルズに

対する hankering or hunger のゆえにそう呼ばれたグループ。“Hards”とも呼ばれる）のそれである。大会における正式の代表団を決する妥協が失敗した後、両グループとも大会には列席しなかったが、ハンカーズは指名された候補者には支援を送ると確約した。

代表団問題でも争い、さらに同大会がテリトリーにおける奴隷制問題を回避した綱領を採択したこと、そしてキャスを指名したことに対しバーンバーナズは怒りをつのらせた。6月に彼らは自州 (Utica) で独自の大会を開き反旗を掲げ、ヴァン・ビューレンを指名した。彼らの運動は厳密に民主党の事件として始まり、そしてニューヨーク州に限定された。ヴァン・ビューレン自身も、始め指名受諾をためらっていた。しかし他の反奴隷制グループは熱心に事の推移を見守っており、全北部のウイルモット条項派民主党員がそれに呼応する姿勢を示した。この空気を背景にブレアは強く指名受諾を迫り、「全般的な反乱が可能」であり、「キャスの敗北は不可避」だと説いた。また反奴隷制派ホイッグ^⑩党員も、同党が多分ルイジアナの大奴隷主テイラー将軍を大統領候補に指名するであろうことを見こしていた。彼らの間にも反乱の機は熟していたのである。

ニューイングランド、殊にマサチューセッツの少数ではあるが有能な「良心的ホイッグ」（奴隷制反対の立場を表明していたゆえにの呼称）が、提携の可能性を感知した。これらを中核に、1840年および1844年にバーニーを推したてて戦った自由党員（ほとんどが純粋のアボリショニスト）が融合して、自由土地党を結成したのである。ここにアメリカ史上始めて、元大統領が自分の党に反逆をおこしたという重大事が出現し、合衆国民は「啞然とした」のである。^⑪

これらの三グループを糾合するには、並はずれた周到さと調整とが必要であった。なぜならどのグループも合体するに当って、自己のスタンダードを捨てることを欲しなかったし、相互不信の念もまた明瞭であったからである。次のような譲歩と調整がなかったら、自由土地党は決して誕生しなかったであろう。

民主、ホイッグの両党が候補指名を終って後、これら三グループは8月バッファローで自由土地大会を開いた。各グループの相互譲歩を促したのは自由党

であった。同党はバッファロー大会の直前、自発的に解党し、予定していた候補（ニューハンプシャのヘイル）をおろしたが、これが提携に当り三要素は互いに重大な譲歩をなすべきこと、またそれを受けとるべきことを明確にした。バーンバナーズは、投票でヴァン・ビューレンが指名されたことで主目的を果たした。ホイッグはアダムズ（Charles Francis Adams）が副大統領候補に選任されたことで認められた。前自由党はヘイルをおろした見返りに、同党綱領の中にテリトリーにおける奴隷制問題を強調し、連邦政府は合憲と認められる時は、何時でも奴隷制を廃止すべきであるとの条項を挿入させることで十二分に報いられた。ここにセクショナルな政党が、「奴隷制というセクショナルな綱領に反対して、自由という全国的な綱領」を提起するといった論旨で、「奴隷主権力の攻撃」に抗して、「自由土地、自由言論、自由労働、そして自由人」のために「闘い続け、絶えず闘う」と高らかに反奴隷制の叫びをあげたのである。

かつての北部内の政敵は統一され、やがて選挙戦に当り北部各州において実質を伴った得票をあげることによって、その統一ぶりが虚構でないことを示した。

^⑬ホイッグ党は幸運に恵まれた。同党はより巧妙に立ちまわって、民主党の立場がより決定的であるとの印象を植えつけようとした。ウィード（Thurlow Weed）、キャメロン（Simon Cameron）、クリッテンデン（J.J. Crittenden）らの指導下に、民主党分裂の気配を感知し、同時に自党の南北両セクション団結を得れば勝利することを嗅ぎとって、最有力候補で最も秀でた経歴と知名度を持ったクレイをはずし、ルイジアナの大プランター、テイラーを指名した。

このテイラー指名運動は、性格において「反クレイ」であったが、規模においてナショナルであった。なぜなら、南部人で大奴隷主の彼を指名することにより、南部ホイッグ党員はもとより、南部民主党員の浮動票をもひきつけうると考えたからである。このような情勢を、クレイの一支持者は次のように要約している、「私は常にクレイ氏に票を投じてきた。私は疲れ果てるまで彼に賭けてきた、そして敗れた。最終的にクレイ氏は、このような煽動政治家の活躍する時代に勝利するには、余りにも純な愛国者すぎるとの結論に達した——我

々が勝利を期待する前段階として、我々は光榮あるホイッグ的信条に若干の「欺瞞」を混入せねばならない——そしてテイラー將軍の軍事的名声こそ、現時点で我々の利用しうる最良のものに近い」、と。

かかる配慮に立っての人選で、ホイッグ党指導者たちは自党を南北双方において堅持する傍ら、民主党をセクショナル・ブロックに分裂させれば勝利の可能性の大なることを計算した。

テイラー自身はこのような動きに意識的に加わったのではないが、彼の指名は1848年の地域間統一運動の一部をなしたことは確かである。かくて1840年に、かつて試みられたように、いま一人の將軍「ブエナ・ヴィスタの英雄」が登場したのである。彼が何の政治的経歴も、人に知られた政見も持たなかったことが却って俾いした。若干の北部ホイッグは、彼がそれまで大統領になつたどの人物よりも多くの奴隸を持つプランター（言うまでもなく奴隸を所有した大統領とは、ワシントン、ジェファソン、マディソン、モンロー、ジャクソン、タイラー、ポークを指す）であるとの理由で、指名を渋った。南部ホイッグは、そのような人物（ヴァージニア生れ、將軍、そしてルイジアナの大プランター）を選ぶことに、異議をはさむ理由はなかつた。人選が進んだからには戦術が配慮されねばならぬ。

民主党は前述したごとく、何を意味するか不分明で誰も確言しえない、両義にとれる全国的綱領を採択した。キャスの立場の多義性は、通常の選挙戦ならば彼を勝たしていたであろう。一方、ホイッグ党はより巧妙に、明言を避け、かつ係争点回避的であることを悟られぬ方法を見出した。すなわち全く党綱領を採択しなかつたのである。

かくて自由土地党を除き、³⁵ 二大政党の出馬者が努めて問題点を回避したこの選挙戦は、テイラーを大統領に選んで幕を閉じた。11月7日の各候補の得票数は次の通りである。

大統領候補者	政 党	大統領選挙人	一般投票
Z. テイラー	ホイッグ	163	1,360,967
L. キャス	民 主	127	1,222,342
M. ヴァン・ビューレン	自由土地	—	291,263

イラーは八奴隷州、七自由州を、キャスは逆に八自由州、七奴隷州を制した。ヴァン・ビューレンは一州だに掌握しなかったが、彼の得票は或る種の混乱を生ぜしめた。基軸州であり。常に「激戦」区であるが、通常は民主党の強いニューヨーク州で彼が票を集めたことによって(12万510票ヴァン・ビューレン、11万4318票キャス)、同州はテイラーに36の大統領選挙人を与えた。一方、通常はホイッグの州であるオハイオは、キャスに勝利させた。

ヴァン・ビューレンの票は、すべての北部民主党員をして、自由土地党を無視すべからざる勢力と悟らせる程に大きかった。しかし彼の支持者をして、第三政党組織を維持しつづけることの絶望的なまでの困難さを痛感させる程に小であった。このことが次の大統領選挙1852年に、彼らのほとんどをして民主党に復帰させる因となった。

一方、南北両セクションにおいて強さを示し、たとえばリンカーンのような反奴隷制ホイッグの支持も受けたテイラーの当選は、次の状況を生んだ。すなわち後に触れる1848年12月、カルフーンが画策した超党派による「統一南部」運動に、南部ホイッグが極めて冷淡で、これを挫折に導いた原因を創出したのである。

(註)

- ① Holman Hamilton, *Prologue to Conflict. The Crisis and Compromise of 1850* (1964), pp. 35, 41—42; do., “‘The Cave of the Winds’ and the Compromise of 1850,” *Journal of Southern History*, XXIII (1957), pp. 331—323.
- ② *Congressional Globe*, 31 Cong., I Sess., pp. 1118, 1425; Hamilton, *Prologue to Conflict*, p. 42; do., “‘Cave of the Winds,’” p.353.
- ③ *Cong. Globe*, 30 Cong., 2 Sess., App., pp. 80, 309. 傍点引用者。
- ④ Russel B. Nye, *Fettered Freedom. Civil Liberties and the Slavery Controversy 1830—1860* (1963), pp. 218—225; Julian P. Bretz, “The Economic Background of the Liberty Party,” *American Historical Review*, XXXIV (1929), p. 251n.
- ⑤ Foner, *op. cit.*, Chapter 3 “Salmon P. Chase: The Constitution and the

Slave Power,” pp. 73—102.

- ⑥ *Ibid.*, p. 92. 傍点原著者。
- ⑦ この考えを述べた最初の有力な人物は明らかにポークであった。後日それは、ウエプスターの「3月7日演説」で有名となった。すなわちテリトリーにおける奴隷制の法的排除は、自然条件がそれを排除するゆえに無用である、と。この見解の有効性は今も史家の間で継続する論争の主題となっている。Charles W. Ramsdell, “The Natural Limits of Slavery Expansion,” *Mississippi Valley Historical Review*, XVI (1929), pp. 151—171. 彼は奴隷制はプランテーション経済においてのみ繁栄しうる。プランテーション作物は、土壌や気候のゆえに西部には拡大しえないと主張する。含意において、それは奴隷制拡大への法的規制は無用、無関係であると述べており、1846年ポークが言ったことと同義である。より最近では K. M. Stamp を含む多くの史家が次のような指摘を試みている。黒人労働も奴隷労働も、必ずしも綿花や他の商品作物耕作に限られない。しかも黒人労働は今日、自由黒人労働がそうであるように、全合衆国を通じて異なった多様な気候、自然条件の中で、様々な経済活動に使用されえたのである、と。この問題についての秀れた批判と叙述については、次を参照されたい。Harry V. Jaffa, *Crisis of the House Divided: An Interpretation of the Issues in the Lincoln—Douglas Debates* (1959), pp. 387—404.
- ⑧ *Cong. Globe*, 31 Cong., I Sess., App., p. 478.
- ⑨ Kirk H. Porter and Donald B. Johnson (eds.), *National Party Platforms, 1840—1956* (1956), p. 6.
- ⑩ Gara, “Slavery and Slave Power,” p. 10.
- ⑪ *Ibid.*; Chaplain W. Morrison, *Democratic Politics and Sectionalism. The Wilmot Controversy* (1967), pp. 13—15; Craven, *Coming of Civil War*, p. 227; Foner, *op. cit.*, p. 92.
- ⑫ *Ibid.*, p. 93. しかし二年後、1850年大妥協が、この奴隷主権力感情を鎮静させた北部の指導的政治家の一人、たとえばインディアナのゴルフックス (Schuyler Colfax) は嘆いている。このことは逆論的に、大妥協が一時的にせよ、ユニオン内の激情をとりしずめたという大きな事実を示している。このため大妥協後、反奴隷制派は「新しい奴隷制側の攻勢が、再び北部を覚醒させ人民をして自由のために立たしめるようにするかも知れぬこと」を他日に期さねばならな

った。その機会がカンザス・ネブラスカ法の成立であった。なお同法については次を参照されたい。拙稿「カンザス・ネブラスカ法案——若干の背景」史林57巻5号（昭和49年9月）。

- ⑬ Foner, *op. cit.*, p. 99.
- ⑭ Craven, *Coming of Civil War*, pp. 229—231.
- ⑮ Philip S. Foner (ed.), *The Life and Writings of Frederick Douglas* (4 vols., 1950—1955), II, p. 70; E. Foner, *op. cit.*, pp. 313—314. cf. Avery Craven, *An Historian and the Civil War* (1964), p. 41.
- ⑯ Craven, *Coming of Civil War*, p. 231; do., *The Growth of Southern Nationalism 1848—1861* (1953), p. 40.
- ⑰ Silbey, *op. cit.*, p. 101; Clement Eaton, *A History of the Old South* (1963), pp. 533—534.
- ⑱ リンカーンは、彼が未だホイッグ党員であった時代に、国会において40回もこの法案に賛成投票したと述べている。Eaton, *op. cit.*, p. 533.
- ⑲ Milo M. Quaife, *The Doctrine of Non-Intervention with Slavery in the Territories* (1910), p. 34. アラバマ綱領運動については次をみよ。Clarence P. Denman, *The Secession Movement in Alabama* (1933), pp. 1—13.
- ⑳ Eaton, *op. cit.*, pp. 534—535.
- ㉑ *Ibid.*, pp. 536—537, 568n.; Craven, *Coming of Civil War*, pp. 231—232.
- ㉒ Richard K. Crallé (ed.), *The Works of John C. Calhoun* (6 vols., 1968 edition), IV, pp. 339—349; Andrew C. McLaughlin, *A Constitutional History of the United States* (1935), p. 516. 下線引用者。翌20日にも、この決議に関するサイモンズ議員との質疑応答で、その立場を一層明確にしている。Crallé (ed.), *Works of Calhoun*, pp. 349—361. cf. Craven, *Coming of Civil War*, pp. 231—232; do., *Growth*, p. 34; Eaton, *op. cit.*, p. 536. なおこれに先立つ2月9日演説においても、カルフーンは「南部の防衛線」について述べている。Crallé (ed.), *Works*, IV, pp. 306—307; McLaughlin, *op. cit.*, p. 509.
- ㉓ *Richmond Enquirer*, Feb. 18, 1847, quoted in Craven, *Coming of Civil War*, p. 232.
- ㉔ *Ibid.*, pp. 232, 233—234, 459n.; Nevins, *op. cit.*, pp. 9n., 10.

- ⑳ Hamilton, *Prologue to Conflict*, p. 9 ; Potter, *op. cit.*, p. 77.
- ㉑ カルフーンの大統領職への野心を強調した作としては次をみよ。 Gerald M. Capers, *John C. Calhoun, Opportunist* (1960), pp. 226—234; Joseph G. Rayback, “The Presidential Ambition of John C. Calhoun, 1844—1848,” *Journal of Southern History*, XIV (1948), pp. 331—356.
- ㉒ 拙稿「『明白なる天命』とウイルモット条項——南北戦争への序曲」大阪経済法科大学論集第5号(昭和53年3月)。
- ㉓ Porter and Johnson (eds.), *Party Platforms*, pp. 11—12; Silbey, *op. cit.*, pp. 101—102, 103; Craven, *Growth*, pp. 48—49; do., *Coming of Civil War*, pp. 234—235; Nevins, *op. cit.*, pp. 192—194; Potter, *op. cit.*, p. 77.
- ㉔ *Ibid.*, pp. 80—81.
- ㉕ キャスへの怒りは1844年にヴァン・ビューレンが指名に敗れた際、彼の動きがその一因であったこと、1847年にはウイルモット条項を見限っていたことなどによるとされた。
- ㉖ William O. Lynch, “Antislavery Tendencies of the Democratic Party in the Northwest, 1848—1850,” *Mississippi Valley Historical Review*, XI (1924), pp. 319—331; Craven, *Coming of Civil War*, p. 237.
- ㉗ David M. Potter, *Division and Stresses of Reunion, 1847—1876* (1973), p. 49; do., *Impending Crisis*, pp. 78—79; Silbey, *op. cit.*, p. 102; Craven, *Coming of Civil War*, pp. 237—238.
- ㉘ Nevins, *op. cit.*, pp. 202—208; Morrison, *op. cit.*, pp. 201—230; Porter and Johnson (eds.), *Party Platforms*, pp. 13—14. 傍点引用者。自由土地党は、この1848年選挙では29万1263票、投票総数の9.7%を獲得した。それは1844年の自由党のそれ(6万1999票、2.4%)を遙かに上まわった。注目すべきは、この急成長すなわち得票数の伸張は旧来の二大政党のいずれからも来たこと、換言すれば北部の超党派的提携が一定の成功をみた事実である。 Silbey, *op. cit.*, pp. 102, 258n.
- ㉙ *Ibid.*; Craven, *Coming of Civil War*, p. 235. 傍点原著者。
- ㉚ Potter, *Division and Stresses*, pp. 49—50; do., *Impending Crisis*, p. 81; Porter and Johnson (eds.), *Party Platforms*, pp. 14—15. この編者たちは、1848年6月7日フィラデルフィアでの全国大会でテイラーが指名された後、ホイ

ッグ党の綱領なるものが発表されたが、それは「我々の知る限りにおいて、同党が全国的にもまた公的にも綱領として採択しなかった」ものであると特記した註を附している。See *ibid.*, p. 15. 第一決議に「合衆国のホイッグ党員は」と書き出してあるが、事実はペンシルヴァニア州ホイッグ党批准大会の起草したものである。

- ③⑥ キヤスの敗北は、ニューヨーク州における自由土地党の一分子すなわち民主党脱党派に一部起因する。常に各候補が接戦を演ずる同州では、たとえば1844年もし自由党員がクレイに投票していたら、彼は当然同州を制したであろうし、この1848年、自由土地党員がキヤスに票を投じたならば彼の同州での勝利は不動であったであろう。McLaughlin, *op. cit.*, p. 523; *Historical Statistics of the United States. Colonial Times to 1957* (1961), p. 683; Richard B. Morris (ed.), *Encyclopedia of American History* (1965), p.209; Potter, *Impending Crisis*, pp. 81—82; Craven, *Coming of Civil War*, p. 240.

(三) ユニオンの危機

「1848年の大統領選挙戦は、地域間闘争を激化させたのみに終わった」。諸政党はセクショナル・ラインに沿って形成されつつあった。新しい政治の時代が幕をあげつつあった。双方のセクションともに強い地域的運動を展開し、それはアメリカ政治が全国的政党から政党地域化への革命的变化をとげる「分岐点」にさしかかっていることを示した。^①

自由土地党ヴァン・ビューレンの得票が選挙戦の行方そのものに混乱を生ぜしめたが、この期、各党に問わるべき係争点についての視角からみると、選挙結果は一層混乱的である。^②

民主党大会では、キヤスがブキャナンのミズーリ協定線適用案と、南部の（奴隷制に対する）国会非干渉原理をやぶった。選挙戦では、テイラーがキヤスの居住者主権説と、ヴァン・ビューレンの自由土地主義を砕いた。しかしこのルイジアナの奴隷主大統領の勝利の意義は不分明で、未来のみがそれを語りうる。なぜなら彼はシュワード、リンカーン、ウエイド (Benjamin F. Wade)

らの反奴隷制派の支持をうけていたからである。

しかしこの選挙戦の間に、確実に明らかになったことがある。露呈された地域の諸要因と、それにカウンターする試みとが、アメリカ政治のコースについて二つの重要な事柄を明示してみせた。第一は、両セクションの政治指導者たちが地域的基盤の上に政治を組立てようと決意したこと、第二は、テリトリーをめぐっての継起的闘争がこれらのセクショナリストを助けたことである。

勿論、二つの政党は合衆国の各セクションから集票してその全国的政党としての性格を維持していたし、セクションにではなくユニオンに忠誠心を示す多くの有権者が存在した。しかし地域内統一運動の存在、テイラーの少しく地域偏向的得票状況が、合衆国の幾つかの地域で不充足間を表出させていた。この感情が、将来において正常な政党間相違を持続しつづけることが如何に薄弱な基盤上にあるか、換言すれば地域的政治抬頭の可能性を示唆した。国会は未だテリトリーにおける奴隷制問題を解決していなかった、むしろそれを回避せんとしていた。奴隷制をめぐってのこれからの闘争が、地域統一論者に新生命を与えることができたし、驚愕し絶望した人々は地域間提携こそ自らの独自の利益を守る最良の防衛策だと信じ始めた。国会は無為に時を過した、そして審議をすればテリトリーと奴隷制の問題に達着した。

すなわち間もなく白聖館をテイラーに明け渡すべきポーク政権末期が、「第30国会の第一会期が選挙結果を待っていたために何もしなかったとすれば、その第二会期は選挙結果の意味を知覚するのを待つために、これまた何もしなかった」ため、「本国会の主たる活動は公的会期、議場の外でおこっていた」^③。従って考察は暫くの間、国会外に注がれねばならない。

カルフーンが国会の南部ホイッグ、民主両党議員を合一して、南部フロントを結成しようとする最大の努力を払ったのはこの時期であった。彼は選挙戦が終りを告げる以前に早くも、この種の構想を固めた。彼はアジテーションを続けること、そして奴隷制拡大問題で南部が敗れることさえも期待した。そうすれば南部政治家たちは、唯一の回復手段として南部大会に糾合すると考えたからである。^④20年間も彼は南部統一を唱導してきた。そして北部のホイッグとデモクラットがくり返し団結してウイلمット条項に賛成投票してきたのをみるにつ

け、再び南部統一の手段に想をめぐらしていた。南部が分裂している限り、両党とも南部を無視し、自由土地論者に意を用いるであろう。しかし逆に統一南部は両党をして南部権益を尊重する気持をおこさせるであろう。

⑤
1849年を通じて、合衆国の各セクションはいずれも、国会がカリフォルニアおよびメキシコ割譲の残余の地を編成するために何らかの決定を下すべきだと活発に要求した。しかし各議員はウイلمット条項や、いやまず地域的圧力に反応して、相互に非難しあう以外にほとんどなすところがなかった。有能なダグラスの、メキシコ割譲地全体を一つの広大な州としてユニオンに加盟させるという途方もない大提案によって、厄介なテリトリー問題を完全に回避しようとする策は失敗した。ウイスコンシンのウオーカー上院議員 (Isaac Walker) の、これとは別の回避策も上院を通過 (29対27) したが、下院では否決された (100対114)。

⑥
このデッド・ロックはニューヨーク州選出のゴット下院議員 (Daniel Gott) が、1848年12月にコロムビア特別区における奴隷取引を廃止する決議案を提案するまで続いた——というより、このいわゆるゴット決議案が爆発口を開いたと言うべきであろう。

確かにカルフーンが憂慮してきたことが、現実の下院でおこったのである。北部票がこの決議案を通過させるに十分なほど結集した。南部は驚愕した。⑦
なげなら、この期において始めて国会の一つの院が、「新しい地域ではなく、すでに実在している地域での奴隷制」反対に動いたのであるから。それは奴隷制自体ではなく奴隷売買の禁止であったが、コロムビア特別区が合衆国における象徴的な地区であることを考慮に入れば、南部の衝撃がより大であったことは容易に推察されよう。同時に北部のこの成功は、彼らが可能な時には何時でも、何処でも、南部の諸制度に対して攻撃をかけるという兆候の存在を教えたのである。

⑧
南部セクションナリストは、この北部の強硬態度を南部団結の好機とうけとり、カルフーンは南部統一運動に希望を抱いた。よって彼と同志四名は、1848年12月22日在ワシントンの南部選出上、下両院議員のコーカスを召集し (69名出席)、ゴット決議に対応して南部権益を再強調し、北部の攻撃を非難して南

部の統一と断固たる態度を示そうと計った。

⑨
一ヶ月後の1849年1月22日、カルフーンは121名の南部議員を対象に、自ら才筆を揮った“Address of the Southern Delegates in Congress to their Constituents”を披露した。この声明に列挙された北部の「攻撃的行為」は大略、次のように要約しうる。(一)テリトリーからの奴隷制の排除、(二)逃亡奴隷の返還妨害、(三)アポリショニスト諸協会による絶え間ない反南部アジテーション。そして奴隷主がテリトリーへ彼の財産（奴隷）を携行しうる権利の再確認。1月15、22の両日に亘って更に二回のコーカスが開かれたが、南部諸紙の熱烈な支援にもかかわらず、出席率は必ずしも高かったとは言えない。

⑩
加えて南部セクショナリストは、このコーカスを支配しえなかった。参加者は穏健派であるケンタッキー選出のメトカーフ（Thomas Metcalfe）を議長に選んだ。そして彼は後日、このコーカスが軽率な地域的行動をとるのを阻止するのが出席理由であったと述懐している。多くの南部穏健派の参加目的も、メトカーフと同じであったことが確認されている。彼らのカルフーン論難根拠は次のようであった。ノースカロライナのバジャー上院議員（George Badger）は、「私はユニオンの友である——私は合衆国憲法を支持すると誓ってきた。そして如何に些細であろうとも、ユニオンを危うくするが如き運動には決して同意しないつもりである」、と。要するに、政治が地域的なラインで分割さるべきでないこと、カルフーンの個人的野心が合衆国の解体と政治的混沌にと導きつつある、というのが彼らの批判の主軸であった。

⑪
この南部コーカスは所期の目的を果しえなかった。彼の草案が強硬に過ぎるとする多くの人々との間に激論が交された結果、カルフーンはより宥和的なスタイルにと可成りの修正を加えた。更にカルフーンは弁明もした——団結を示すことが北部の攻撃を鈍らせ、南部を離脱させるよう追いやることの結果を秤量させることになる、と。

この戦略によってユニオンを救うことができるし、もしそれが不成功に終れば一致して分離を計る、いわば「硬軟両用」の策であって、必ずしも厳密な宣言書ではない——が加えられた。それにもかかわらず、121名の南部議員のうち（出席者は88名）、48名が「声明」に署名したにすぎない。著名なデモクラ

ットでさえ若干名は署名を拒み、ホイッグに至っては34名中、僅かに2名がサインしたにすぎない。73議員が署名しなかった。これは勝利というより敗北であった。かくてカルフーン運動は失敗に終わった。

このように南部で若干の支持があったにもかかわらず、南部セクショナリストは1849年初頭に挫折を経験する。それは一つには、南部人がカルフーンのキャリアに不信感を抱いていたこと、また一つには北部側がタイミングよく例の反南部的なゴット決議を再検討する挙に出たことにもよる。かくてツームズ(Rodert Toombs)がいみじくも指摘したように、南部統一党結成のカルフーンの「惨めな努力」は完全に潰えたのである。¹²

少なくとも国会議員のほとんどは、地域的政党ではなく従来の全国的政党という制度を通じて活動することを望んだのである。このことのゆえに、1848年と同じく1849年には、明白なる地域間危機の存在にもかかわらず、アメリカの政治プロセスには「革命は存在しなかった」と判断されている。しかし全国的体制から地域間の一時的提携への推移傾向の顕在化という「革命的变化」は芽生えつつあったと言える。¹³

多くの人民が全国的政党の存続を希望する一方、若干の政治家がそれを地域間の一時的提携に置換しようとしていた。国会がテリトリー問題、奴隷制問題を解決しえず、セクショナリストがその圧力を増大する時、またセクショナリストがその失敗にもかかわらず、アメリカ人民がテリトリー問題で手詰りになっていることに、より幻滅と絶望を感じるようになるにつれ、彼らの主張がより強くアピールするかも知れぬ選択肢を提供した。¹⁴

1849年12月に召集される第31国会は、いま一度テリトリー問題に直面せざるをえないし、そしてセクショナリストの側の活動がより激しくなるであろうことは確かであった。新国会の難航が予想された。

カルフーンの地域団結運動は頓挫した。しかし基本的にこの運動の失敗は、前述した北部の戦術的後退や、南部人のカルフーン不信に基くものではない。ほとんどの南部人が、ルイジアナ奴隷主の次期政権が彼らの問題を解決してくれるであろうと信じたから中立化を守ったのである。南部人はテイラーを自陣営の人物だと信じ、彼を南部人だと信じたればこそテイラーにテリトリーにつ

いての立場を尋ねようともせず、全国的党綱領さえも押しつけなかったのである。南部ホイッグ党員は彼の手を縛ることなくテリトリー問題を処理するよう任すべきだと考えたし、南部民主党員には、南部運動に党員は巻き込まれるべきでないとのポーク大統領の積極的警告と介入とがあったからである。彼は奴隷制問題についてのアジテーションを嘆じ、地域内統一運動をすべて「無分別」としりぞけた。カルフーン運動の失敗は、テイラー政権への期待と表裏をなした。しかし南部人は、徐々にテイラーに失望することになる。

⑮
 当時、テイラーを拘束した諸難問を一瞥することによって、彼の最初の国会（第31国会）召集時の雰囲気をつねうる。彼は奴隷制を是認し擁護さるべきだとしていた。この点についてはルイジアナの大プランターであり、デイヴィスの義父でもある人物のとるべき立場として、南部人が予想し期待するものと一致していた。しかし彼は奴隷制擁護を主張したものの、南部で広く許容されていた「拡大」が奴隷制にとって不可欠であるとの思考、すなわちテリトリー問題については争う必要がないと考えていることが明らかになった。その時から、南部人の失望の第一歩が始まった。加えて彼は政治的経験に乏しかったため、当時最も手練の士とされたシュワードらと緊密に結んだ。或いは一史家に借言すれば、「シュワードのような策士の手玉にとられたのである」。南部ホイッグ党員が、同党の中で最も極端な反奴隷制派の一人と見做していたこの人物は、閣僚ではなかったがテイラーの就任直後から閣議に列席した。この事実が南部人に如何なる感情を抱かせたかにつき、冗言は必要としないであろう。早くも1848年12月までに、彼の就任と国会開会までの九ヶ月間に、南部人は与党ホイッグ党員も含めて、テイラーがウイルモット条項に反対しないであろうこと、約言すれば彼が南部人ではなく、また一見南部側の勝利にみえた選挙が、実は敗北であることを認識し始めていた。これがナッシュヴィル大会召集という「統一南部」運動に新生命を与える契機になったのである。

⑯
 シュワードの閣議列席に触れた以上、内閣構成に始まるテイラーが直面した難問と、南部の激嵩ぶりとを要約しておくことは、第31国会の大混乱理解に有用な作業である。

大統領が組閣するに当り、議会と対決、挑戦せねばならぬという困難は或る

程度通常のものであるが、テイラーは彼の経歴よりして与党リーダーとの間に個人的親交が薄く、加えて影響力あるホイッグ党指導者クレイとウエブスターからは悪感情を持たれていた。国会においても、上、下両院ホイッグのいずれからでも多数派支持を得られそうになかった。しかしながらテイラーの「最も深刻なハンディキャップ」は、去る選挙戦中にキャスも彼も、奴隷制拡大問題に関し南北双方にアピールすることを狙ったため、各人が自己に有利に解釈できるような声明を発し続けていたことに存する。一史家は巧みにこれを表現して言う、もしこの戦術が1848年の大統領候補にとり「利口な政略」だったと見做されるなら、それは同時に1849年の大統領職にとっては「トラブルの因」となった、と。事情を更に複雑化させたのは、南部人で大奴隷主であった彼への投票の半数以上が北部諸州から来たものであり、来るべき第31国会のホイッグ党議員は南部選出のそれよりも北部派が多いという点であった。

南部人から疎隔されていった事情については、次のような背景がある。後述するごとくテイラーの就任演説は、彼の選挙戦術がそうであったように或る問題については意の汲み難い不可思議なものであった。しかし決然たる行動も採ったのである。1849年4月、キング（Thomas Butler King, Ga.）をカリフォルニアに派遣した際、彼に与えた指示は、カリフォルニアは准州段階を経ずに直接的に州としてユニオン加盟を要請する政府を組織するよう活動せよ、であった。もしそれが実現するならば、同地は居住者主権説の不明な准州の地位についての危険な論争をおこさずに、テリトリーにおける奴隷制問題をバイ・パスすることができる。しかしそれは誰の目にも、カリフォルニアが自由州になることが明らかであった。しかもテイラーは、ニューメキシコについても同様の措置を促進すると附言している。8月、テイラーは更にマーサ（ペンシルヴァニア）において、北部人に次のような保証を与えている、「北部人民は、これ以上の奴隷制拡大を懸念する必要はない」。ユニオンに関しては、「如何なる危険がそれを脅やかそうとも、私はそれに耐え抜き、その統一性を維持するであろう」との態度を示した。これはナリフィケーションの危機の時、ジャクソンがそれに対処した方法——断固として武力を行使する用意のあることを示唆した——に做ったと受けとられている。

若干の歴史家は、このテイラーの断固さを最高度の政治的手腕と評価している。すなわち南部は武力衝突を正面に押し立てるなら後退するであろう。そして11年後に到来した悲劇的な南北戦争は、1850年に先ず生じたかも知れなかったであろう事態を消去した、というのがその説明である。しかし事實は多くの南部人が、これらテイラーの一連の言動を捉えて最高の危機の到来と受けとっていたことを示している。彼らはその危機の中で、奴隷制の存続と、それに基盤をおく南部の全社会構造の存続とが暗けられていると解した。

もしカリフォルニアおよびニューメキシコから奴隷制が排除されうるとすれば、それは確かに続いて誕生すべき将来の多くの州からも多分、排除されうる。南部にとって、このような見通しは少なくとも次の三点において仮借なき意味を有した。第一に、それは未だ上院で辛うじて保持されている地域間の政治勢力の不安定なバランスを崩壊させるであろう。しかも北部の政治的優勢は、すでに下院でのバランスを覆没していた。第二は、奴隷制拡大を阻止することにより、奴隷制の経済的ダイナミズムを破壊し、ひいては凋落状態におち入らしめるであろう。第三に、奴隷制拡大阻止は自由州の優勢を伴って、究極的には合衆国憲法修正に必要な数を整えることにより、奴隷制に直接攻撃をかける脅威が読みとられた、ことである。南部はこれら奴隷制に向けられた危険性と、テイラーの立場とを全的に認識した。如何なる対処法と、索制法が残されているのか。

先ず念頭におくべきは、ウilmott条項を葬ることであった。1849年12月、ジョージア・ホイッグの有力者ツームズは大統領から、もし同条項が通過するような事態を迎えた際には、それに対し拒否権を発動する旨の個人的保証をとりつけたいと願った。ツームズは過ぐる党全国大会で、「身も魂も北部の反奴隷制ホイッグに売った」クレイを排除してテイラーの大統領候補指名に尽力した人物であった。彼を当選させるのに大きな力をかけた人物に対し、テイラーの返答は冷たくも明快であった。もし「国会がそれ〔同条項〕を通過させるのが適切と認めた際には、私はそれに拒否権を使わないつもりである」。ウilmott条項は踏み絵であった、そしてテイラーはそれを踏むのに大した躊躇を示さなかったのである。かくてツームズ、南部ホイッグ党員の幻滅は極に

達した。

⑲

このようなテイラーの言動は、かつてカルフーンが希求した時点より以上に、南部人を団結させる好材料を提供したようにみえる。しかし南部人が超党派で反奴隷制勢力に抵抗することで一致したものの、抵抗手段では必ずしも合意が得られていたわけではない。しかしテイラー政権下、最初の国会が近づくにつれ、南部の怒りがかってない程に高まっていたのは多くの資料で確認できる。

南部人は昨冬の「カルフーン声明」に南部議員が反応したよりも、もっと熱い対応をみせた。たとえば南部各州の動きは次のように概述できる。早くも1849年1月、ヴァージニア州議会はウイルモット条項もしくは他の反奴隷制法案が通過すれば、「損害を償う方法と手段」を審議するための特別議会を知事が召集すると決議を採択。同月、フロリダ州議会は共同防衛のために「南部大会その他の会合を通じ」他州と行動を共にする旨を表明、ミズーリ州も同様決議を行なった。サウスカロライナ州議会の5月宣言も同様主旨のものであった。これらの中で特筆すべきは、10月にミシシッピ州大会が発した南部大会（ナッシュヴィル大会）への召集状であった。「来年〔1850年〕6月の第1月曜日〔6月3日〕に、〔北部の〕攻撃に抵抗する何らかの方法を考案し採択するため、テネシー州に正式の代表団を送るよう要請した。

南部の態度は硬化しつつあった。北部もこれに対抗する過激派の存在に事欠かなかった。「北部は現在、自由である地の土壌を奴隷制で汚染させるつもりはないと決意している……たとえそれがユニオンの解体に至ることがおころうとも」。

⑳

ユニオン解体の声が再び戦鬪的南部人の間に高まっていった。しかしこの戦鬪的態度は後に南部人を萎縮させ、却って南北双方でユニオンイズム再生の因となるのだが、当時、人々はこの危機感の中であって、そのようなことは予見しえなかった。彼らが当時、知覚しえたことは、絶えざる政治的紛争が事態をますます悪化させていくということだけであった。民主党は解決策発見に失敗していた。ホイッグ党もすでに党内分裂が明らかであった。猪突派も自由土地論者も過激的手段を唱えていた。

新国会と、政治的経験の乏しい新大統領が、このように悪化しつつある状況下で、排他的重要性を持つ奴隷制問題を処理すべきことを附託されていたのである。

⑳

(註)

- ① Craven, *Coming of Civil War*, p. 241.
- ② 「分岐点」見解は次の論文において十全に展開されている。Norman A. Graebner, "1848: Southern Politics at the Crossroads," *Historian*, XXV (1962), pp. 14—35. この説の健全さが確認される一方、有権者が政党に忠誠な投票をせんとしたことと、セクションに忠実な動きを示したという二つの政治的傾向が、ほぼ同重量で交錯したという意味での「分岐点」観を念頭におくべきであろう。cf. Silbey, *op. cit.*, p. 103. この傾向のうち、後者が年を経る毎に角度を深めていくと理解するのが、より真実に近いであろう。
- ③ Potter, *Impending Crisis*, pp. 82—83.
- ④ Silbey, *op. cit.*, p. 259.
- ⑤ Charles M. Wiltse, *John. C. Calhoun, Sectionalist, 1840—1850* (1951, 1968 edition), pp. 303—311, 314, 341—344, 369—373.
- ⑥ *Ibid.*, p. 374; Silbey, *op. cit.*, p. 104.
- ⑦ *Cong. Globe*, 30 Cong., 2 Sess., p. 84.
- ⑧ Silbey, *op. cit.*, p. 104; Potter, *Impending Crisis*, p. 84.
- ⑨ Wiltse, *op. cit.*, pp. 378ff.
- ⑩ Eaton, *op. cit.*, pp. 539—540; Silbey, *op. cit.*, p. 104; Hamilton, *Prologue to Conflict*, pp. 10—11; Wiltse, *op. cit.*, pp. 378—388; Robert P. Brooks, "Howell Cobb and the Crisis of 1850," *Mississippi Valley Historical Review*, IV (1917); pp. 281—282; Crallé (ed.), *Works of Calhoun*, VI, pp. 290—313. 第一回会合には69名、決議にサインした第二回会合には88名の出席があったから、正しくは70%前後の参加率と言える。
- ⑪ Brooks, "Howell Cobb," p. 283; Silbey, *op. cit.*, pp. 104—105. なお激情的な反カルフーン感情を示す南部政治家の往復書簡と南部紙が、次に列挙されている。*Ibid.*, p. 260n.

- ⑫ Eaton, *op. cit.*, p. 540; Potter, *Impending Crisis*, p. 86; Silbey, *op. cit.*, p. 105.
- ⑬ Ulrich B. Phillips (ed.), *The Correspondence of Robert Toombs, Alexander H. Stephens, and Howell Cobb* (1970), pp. 139—142; Wiltse, *op. cit.*, p. 388.
- ⑭ Silbey, *op. cit.*, pp. 102, 105—105; Potter, *Impending Crisis*, p. 86.
- ⑮ Wiltse, *op. cit.*, p. 382.
- ⑯ Potter, *Division and Stresses*, pp. 49—50; do., *Impending Crisis*, p. 86; Eaton, *op. cit.*, p. 540; Silbey, *op. cit.*, p. 105. ボークはそれより以前に、ウイルモット条項に反対する南部の動きが地域団結へと向う可能性のあることに注目し、干渉していたことが1848年8月24日キャサート書簡にうかがえる。
- ⑰ 住居はルイジアナであるが、綿花プランテーションと、100人をこす奴隷はミシシッピのジェファソン郡に所有していた。Hamilton, *Prologue to Conflict*, p. 14.
- ⑱ Potter *Division and Stresses*, p. 50; do., *Impending Crisis*, pp. 86—87.
- ⑲ Hamilton, *Prologue to Conflict*, pp. 13—14; *Natable Names in American History* (1973), "Legislative Branch," 31st Congress, pp. 92—94.
- ⑳ Potter, *Division and Stresses*, p. 50; do., *Impending Crisis*, p. 87. キング特使派遣については次をみよ。Hamilton, *Prologue to Conflict*, pp. 16—17. ニューメキシコに関しては、11月一武官をサンタ・フェに派遣している。携行せる指令の内容については次をみよ。Hamilton, "Cave of the Winds," pp. 334—335.
- ㉑ Potter, *Impending Crisis*, p. 87.
- ㉒ *Mississippi Free Trader*, Oct. 10, 1849; *Daily Sanduskiian* (Ohio), Feb. 26, 1850, quoted in Craven, *Coming of Civil War*, p. 245. 原文大文字。Ulrich B. Phillips, *The Course of the South to Secession* (1939), pp. 138—139; Silbey, *op. cit.*, p. 107; Potter *Impending Crisis*, p. 88; do., *Division and Stresses*, p. 50. 南部諸州の動きについての更に詳細な紹介については次をみよ。Craven, *Growth*, pp. 59—65; Nevins, *op. cit.*, pp. 240—252; Wiltse, *op. cit.*, pp. 394—410.
- ㉓ McLaughlin, *op. cit.*, p. 523.

四 大 論 争

テイラーの最初の国会は、1849年12月3日に召集された。それは合衆国憲法下六〇余年の国会史の中で、未曾有の混沌に遭った。単に混沌的であったのみならず、ホイッグ、民主両党の指導者は後日、この国会期を合衆国史上「最も危険な」情勢にあったと述懐している（キャストとウェブスター）。「武器を持った人々がこの議場に乱入し……議場は流血の惨をみるおそれさえあった」、と下院の混乱ぶりを案じた南部州ノースカロライナのホイッグ党下院議員の懸念も、実体があつてのものであつた。北部州ペンシルヴァニアのフィラデルフィアでも、或るホイッグはユニオン崩壊の危機と、何がその原因になっているかを感じとっていた。「我々が何時、危険な状態やユニオン分裂に巻き込まれるか誰にも判らない。下院は未だ組織されず、諸政党は燃えさかっている」。原因は奴隷制およびそれへの関連問題が、「デマゴグたちの野心的たくらみの隠れみものとして使われ、人民をたぶらかし興奮させている——そして人民は犠牲であり道具と化している」。下院は殊のほか難航し、議長選出でデッド・ロックに遭遇していた。

この混乱を生じた1849年末に視認される諸問題は、次の如きものであつた。カリフォルニア、デザレート、ニューメキシコ、テキサス境界問題、テキサス公債、逃亡奴隷問題、そしてコロムビア特別区における奴隷制および奴隷売買の問題。これを要約するに、第31国会が直面する主要審議事項は、テリトリーの編成と奴隷制拡大の問題にと括ることができる。ウイلمット条項登場の1846年以来、全国的政治指導者たちが、それ以外の諸問題の重要性を強調し、奴隷制関連問題を抑えようと努力してきたにもかかわらず、このテリトリー問題は依然、熾烈でありセクション間に冷たい空気を送り続けていた。「冷却期間をおく余裕も、或いはそれ以外の諸問題を審議する時間もなかった」、とは一史家の分析である。^②

混迷の原因は当然、他にも存在した。デッド・ロックに乗りあげた下院の各党勢力分野を次のように確認しておく必要が先ずある。231議席の内訳は、民

主党112、ホイッグ党109、自由土地党9、ネイチヴ・アメリカン (Lewis C. Levin, Pa.) 1であり、二大政党とも明らかに過半数を持たなかった。ほぼ勢力の均衡した両党議席数にあって、下院のバランス・オヴ・パワーを握るのは自由土地党の存在であった。第二に、各党内での地域的分裂が生起し、それが議長選挙の投票を散逸させていた^③。下院規則によれば、議長選出は過半数による決定でなければならなかったが、どの候補もそれに達せず12月一杯、下院は前国会期の書記官が司会を務める有様であった。

再言すれば、下院のこの混乱は無能な議員たちが惹起したものではない。むしろこの院は、かつてみられない程に有能な旧人と新人によって占められていた。マン (Horace Mann, Mass.)、ヒリアード (Henry W. Hilliard, Ala.)、それに過激派のT・スティーヴンス、J・トムプソン、ギディングスの他に、ニューヨークの大議員団の中にはP・キングも名を列ねていた。ジョージアは有能な三人を送っていた——H・コップ、A・H・スティーヴンス、R・ツームズらである。マサチューセッツからは前第30国会の下院議長であったR・C・ウインスロップ、ケンタッキーからはやがてオー (James C. Orr, S.C.) と同じく議長になるL・ボイド、オハイオからは不屈の自由土地論者J・M・ルーツ、テネシーからは未来の大統領A・ジョンソン等、まさに煌星の靚があった。しかしながら最も注目値する数字がある。231議席のうち、半数以上の117が新参議員であり、この117名のうち40%が再選を望まぬか或いは再出馬時に敗退していること、下院議員全体の平均年齢は43才であって、62才をこえるもの僅かに2名という若い構成であった。両党を比較すれば、ホイッグよりもデモクラットにより若年者が多く、北部より南部選出議員に若年者が多かったことである。これは以後の議場における駈引きの際の、リーダーシップとフォロワーシップを考える上に重要な数字と言わねばならない。

上院の構成はどうであったか。上述の有能な士に充ちた下院も、常ならぬ華やかさに溢れた上院に比すれば色あせた感すら覚える。今日、すべてのこの時代の研究者たちは、院の構成員の検討を重視している。この第31国会第一会期においてくりひろげられた「憲法論、審議、歴大な演説を瞥見する時、我々には来るべき内戦の悲劇が影を落しているように思える。或る意味において、新

しい時代に突入したことを知るのである」。すなわち本会期はカルフーン、クレイ、ウェブスターの三巨頭が一堂に会した最後の機会であった。カルフーンはセクショナリストとも捉えられようが、彼なりの国家観を堅持していた点からみれば熱烈なユニオニストであった。ウェブスターは、ナリフィケーション当時の有名なウェブスター＝ヘイン論争を引合いに出すまでもなくナショナリストであり、「妥協」なる語をほとんど常用したクレイも同じであった。彼らがこの期までに経験した40年の政治キャリアは、国内軋轢により国家の統一性も危うく、諸外国から国家の威厳が損なわれた時期を含んでいた。南部人、北部人、境界州の政治家として、彼ら三者はそれぞれの方法でユニオン維持に努めてきた。今やクレイは73才を算し、カルフーンとウェブスター、それに先年大統領候補に指名されたキャスは同じ1782年の出生であった。死期の迫っていたカルフーンを始め、一代代をリードしてきたこれら旧人たちは、舞台の終幕を迎えつつあった。しかし旧来の問題「ユニオンは生き永らえうるか」は依然、残されていたのである。

その他T・H・ベントン、S・ヒューストンはすでに知名度を高めつつあったし、比較的に新参のH・S・フーツ（49才）、さらに若い世代の指導者として次代を担うべく人民の附託を受けたS・P・チェイス、J・デイヴィス（41才）、36才で最年少のS・A・ダグラス、W・H・シュワード（48才）等が、劣らぬ才能をもってこれら巨人の優位に挑戦しつつあった。まさにこの会期は、「旭陽と落日」の議員たちに充ちた世代の交替を端的に示していた。活力と支持力の観点にたてば、民主党上院議員の半数以上が50才以下であったことに留意しておいてよい。

⑤
第31国会両院のコントラストは、右のパーソナリティの差よりも、投票時の提携の複雑さにある。

上院では民主党が、全国的政党としての機能と党内のセクショナル・ブロックの圧力の二つながらを政策上に散見させたとしても、組織としては統一戦線を形成していた。それゆえ上院議長となるべきフィルモアがホイッグであったにもかかわらず、諸委員会を民主党が掌握するに大きな困難を感じなかった。下院の混迷に比し、難航をみない訳ではなかったが上院のスタートは相対的に

好調であり、かつ民主党支配下におかれたと言える。

⑥
 奴隷制問題が未決のままある限り、地域間アジテーションは止まぬであろうこと、また両地域のセクショナリストが、この問題を政治的指導者たちに強制して彼らが欲すると否とにかかわらず、奴隷制問題について非宥和的立場をとらせるということ——が現実襲ったのは下院であった。ジョージアのステイヴンス下院議員は、本国会開会時に弟あて次の書簡を送っている、「私はこれより大きな地域的感情が存在していることを今まで見たことがない——北部は不遜で頑強である」。かくて「1850年の雷の最初の雷鳴がとどろいたのは、下院においてであった」。

⑦
 下院は231議席を擁する巨大な組織に膨張していた。若干の議員が遅れてワシントンに到着したが、ほとんどが頭初から議長選挙に参加した。最初と最終の投票に加わった議員の内訳は通常、次のように確認されている——108 デモクラット、103 ホイッグ、9 フリーソイラー、1 ネイチヴ・アメリカン。議長の最有力候補は、北部ホイッグで前下院議長のウインスロップと、南部デモクラットの Copp であった。⑧
 前述したごとく、下院における政治勢力が112 デモクラット、109 ホイッグと極めて接近していたため、両候補は自党から堅固にまとまった票を受けとったが、地域的理由のゆえに自党の候補に投票しない議員が若干でも存在すれば、得票の行方は不明であった。これがおよそ一ヶ月間、議長を選出しえなかった因である。

三週間、62回の投票を通じ、投票総数は高率226票、最低投票率217票の幅で推移したが、そのうちCoppの最多得票は第一回投票時の103票で、他の11候補をリードし、ウインスロップのそれは102を記録している。若干の北部民主党議員は、候補者が南部人であることを理由に、また若干の南部デモクラットはCoppがカルフーンに反対した事実のゆえに彼に投票せず、若干の南部ホイッグはウインスロップが北部人であることを理由に拒否した。フリーソイラーは独自の候補を立てた。要するに、意見を異にした南部ホイッグとフリーソイラーが、キャストィング・ヴォートを握っていたと説明しうるし、五つの派閥——ホイッグ、デモクラット、フリーソイラー、ネイチヴ・アメリカン、政権派（テイラー派）のデモクラット——が選出の阻害因であったとの解釈も成立

する。

両有力候補者は野心ある同僚に機会を譲り退陣したが、いずれも両者に勝る得票をあげえなかった。倦怠と絶望感とが、63回目の投票で袋小路からの脱出を生んだ。過半数ではなく最高得票者ルールによって、12月22日、コップ102、ウインスロップ100、散票20は他の八候補にという大接戦で、新議長が誕生した。特記すべきは、かかる難産の最中であって、コップが各種委員会指名の際に有利を与えることを条件に投票を申出た北部ホイッグ、ウイルモット条項阻止を条件に投票すると南部ホイッグの申出をいずれも拒否していることである。ここに彼の公正さがあり、前述したユニオニズムと併せて彼が選出された因をなしている。かくて「下院はコップを選んだことにより、できる限りすべての分子をほぼ満足させることに到達した」^⑨。これが以後の下院での審議の際の、彼の影響力に関係する。

下院議長選挙は、政党への忠誠心が地域感情を中和する程度に強く、同時に地域への忠誠心が政党の勢力を左右するだけの強さを持っていることを示した。コップは各種委員を任命し、かくて前述の上院と併せて民主党が両院を支配した。しかし彼は過半数で選ばれたのではなかった。最高得票者ルールで選出されたことは、法案もその基盤で通過することを意味しない。従って1850年審議の過程で、多数派が形成されるか否かが、重要な問題となる。

多くの北部人民やホイッグ党によれば、この国会の混迷を作出した問題のほとんどは、すべてテキサス併合に源を発するものであった。併合以降、次の諸事件が踵を接して生じた——メキシコ戦争、ウイルモット条項、メキシコからの大量の西方割譲、サクラメント溪谷におけるゴールド・ラッシュによるいわゆる49年組の大移住がおこしたカリフォルニアの州昇格問題である。

従って提起された問題と、それへの対応策、換言すれば考えらるべき選択肢は既述したごとく次の四つとなる。(一)南部人は、この新しいアメリカ西部において奴隷財産を所有する合憲的権利を有するか、(二)ウイルモット条項を通過させ、奴隷制を該地域から排除すべきか、(三)住民主権説原理は公正にして実現可能性ある策か、(四)36度30分のミズーリ協定ラインを太平洋岸にまで延長することが解決策となるか。すべての選択肢が、テリトリー問題にかかわるものであ

ることが明白である。事実、第31国会第一会期全体を通じて、人々は眼前のテリトリー問題を論じ続けた。結局のところ上記四選択肢はテリトリーに関し、次の二つの立場のうち、いずれを支持するかに絞りこまれよう、すなわちなショナリストで妥協好感的か、或はセクショナリストで反妥協的か。そして国会がこの問題を解決するまでは、他の立法事項はすべて水中に没するであろう予測は立てるに容易であった。

この期の危機の深刻さについて、ほとんどの史家は一致しており、それは全包括的妥協以外によっては解消されえぬと結論している。しからば、この危機を乗り切るべく附託された公人の現実的地位はどのようであったか。その中の一人、下院議長は難航の末に選出された。大統領テイラーの立場も決して強くはなかった。

テイラーは出馬するまでホイッグ党员でなかったし、ウェブスターやクレイラのホイッグ党指導者も依然、テイラーを党员と見做していなかった。テイラー候補指名の時、彼は党から公式の綱領さえ入手できなかった。政治的にも経験が乏しく、中でも最悪だったのは同政権を代表し代弁すべき有力な院内総務を持っていなかった。前述の如く、勿論シュワードはいた。しかし彼の存在は却って南部の反感をつのらせる悪材料として作用することの方が強く、北部人にとってさえ奴隷制についての、彼の「先走った」見解は疑念を抱かせる素材であった。「テイラーほど、国会における実力を持ったスポークスマンを必要とした大統領は極めて少ない。更に言えば、彼より明白にスポークスマンを欠いた大統領は一人もいない」。このような地位の下院議長と、大統領の下で、解決を求められていた難問は、カリフォルニア、ニューメキシコ、テキサス境界問題等、いわゆるテリトリーの処遇であった。

このような状況下にテイラーは、かつてのジャクソン張りの決然たる態度を示そうとしたのである。メキシコ割譲地、急速に人口を増大してユニオン加盟を目前にしたカリフォルニア - それらについて逃避的な言辞を使用しなかった。

カリフォルニア問題については、該地で制定される憲法が合衆国憲法に違背しない限り、「そのユニオン加盟申請に当り、国会が好意的配慮をなされるよ

う推奨する」と明白な態度を示した。ニューメキシコについても、同地の人民が「ほど遠からぬ時期に」州昇格を求めてくるであろうこと、そしてその際にはカリフォルニアと同じ扱いをうけるであろうことを含意するメッセージを国会に送った。そして地域間紛争については、確固としてユニオンを守ると主張している。曰く「如何なる危険がユニオンを脅やかそうとも、私はそれに耐え抜き、その統一性を維持する」。

⑬
テイラーの意図は誤解の余地なきものであった。もし上述の彼の希望が実現すれば、居住者主権説も、36度30分ラインも、カリフォルニアおよびニューメキシコに適用されず、かくて上院での自由州と奴隷州のバランスは永久に破壊される。奴隷所有大統領は、ウイلمット条項派なのか、南部ホイッグの衣をまとった南部の敵なのか。このような想いが多くの南部人を慄然たらしめた。かかる第31国会の背景のゆえに、テイラーは北部において、より好評を得るべきであったかも知れない。しかし北部での反応——特にフリーソイラーの間におけるそれは、ウイلمット条項「ムード」だけでは不満であり、その法制化を強く望んでいたゆえに、好意的ではなかった。

⑭
南部におけるこの12月教書への反応は冗言を要しない。すでに呪詛と憤激的となっていたウイلمット条項と、この提言されたカリフォルニアおよびニューメキシコ政策は、どのように関連づけて受けとられたか、一南部紙がいみじくも次のように説明している——「カリフォルニアの加盟承認は、ウイلمット条項の事実上の勝利である」。

⑮
テイラー案はウイلمット条項ほど攻撃的ではなかったが、それでも南西部からの奴隷制排除が決定的であるように映じた。かつてテイラーを支援したステューヴンス、ツームズ、その他南部ホイッグは今や、彼への徹底的反抗を示した。たとえばツームズは、1849年12月13日下院において、「諸君が我々共通の血で購ない、全人民の財産であるカリフォルニアやニューメキシコ・テリトリーから我々を排除せんと望み、〔コロムビア〕特別区における奴隷制の廃止を希求するなら……私はユニオン解体を好感する」と叫べば、国会外では南部諸州が行動に移る姿勢を示して、翌1850年6月にナッシュヴィルでの全奴隷州大会を開くよう決定が下されたのである。

かくて獲得さるべきテリトリーから奴隷州になる見込みの地は一つだになかったに対し、ルイジアナ購入の北部々分のすべて、オレゴンの全領域、そして今やメキシコ割譲地も自由諸州を輩出させる形成が濃く出現した。大統領はカリフォルニア自らに奴隷制問題を自決させるとの仮態を示しながら、事実上はそれが自由州になるよう支援していた。かかる状況よりして、南部人の少数派への転落、奴隷制廃止への恐怖が、現実的なそれであれ或いは幻想的なそれであれ、支配的事実は南部人が、アボリションがおこりそれによって「全滅的流血」が生起すると信じていたことである。従って南部人は今や、単にテリトリー問題の落着をでなく、広汎な地域間調整を要求した。テイラーが直面したのは、ポークを蹙させたテリトリアル・デッドロックではなく、ユニオンの危機であり、問題はすでに昇華作用をうけていたのである。

分離とユニオン崩壊の声が奔流した。ニューヨーク州ホイッグのホーン(Philip Hone)は、下院議員を仏革命のジャコバン党に擬した上、次のように怒りをこめて書き記している、「我が国の歴史上はじめて、人々はおおびらにユニオン解体のおどしを口にしている」、と。ペンシルヴァニア州のデモクラット、マックラナハン(McLanahan)は、奴隷制問題が極めて危険な状態に到達したと認識して、「我が国の光栄が危難にさらされている」との報告を送っている。

この危機の深刻さは穩健派を凜然とさせ、ユニオンを救うための活動を推進せんとする一団の人々を生みだした。これらの人々の一人にケンタッキーのH・クレイがある。

彼は1820年および1833年の二つの危機において得た自己の名声を強く意識して、テイラーのメッセージが国会に送られる以前にすでに大妥協案を練り始めていた。このことを指して多くの史家は、クレイが指導者なき事態、或いは政治的真空状態の補填に乗り出したとしているが、それは必ずしも正しくはない。むしろ彼は、テイラーのホイッグ党リーダーシップに挑戦し、自案かテイラー案かの選択を迫ろうとしたのであり、大統領がクレイの妥協案に後日、激しい怒りを示した理由が、それにより説明できる。

怒濤の下院に比し、上院では建設的、或いは妥協的法案作成への動きがみら

れた。しかしこのような動きがスムーズに行なわれたと解するのは誤りである。殊にシュワードと、メイソン（ヴァージニア州）の両極化がみられ、表面上の静謐さと内情のコントラストがみられた。この時点、この状況下において妥協策が提起されうか、また提起すべきか。²⁰

「偉大な調停者」^{グレイト・パシフィケイター}とはクレイに捧げられた賛辞であった。妥協が合衆国憲法制定および連邦政府構成の基本的法則であったのは周知の事実であり、これなくしては合衆国憲法も合衆国も誕生していなかったことを、1850年大妥協研究者は想起すべきである。それは必ずしも大妥協が常に実用的であり、適用的であると直線的に述べることを意味しない。しかし1830年代初頭のナリフィケーション、1820年ミズーリ危機、制憲議会、大陸憲章、さらに遡上すればイギリスおよび植民地時代における何世紀ものアングロ・サクソンの先例以来、何らかの妥協が必然されているとの認識は、1850年当時、多くの指導者の念頭にあった。一般人心にも妥協への期待が存在していた。それは次の叙述によって印象的に把握できよう。1850年1月の最終火曜日、上院傍聴席は大衆とロビイストで充満していた。しかしクレイは彼の歴史的発言が「明白でしっかりした口調」で始められた時、「呼吸音より高い音声は何一つ聞かれなかった」ほどの静けさで迎えられたのである。一語もクレイの演説を聞き洩らすまいとした緊張感と、彼への期待感を想像できよう。²¹

1850年1月21日、嵐のすきぶ夜、73才に達した老クレイはウエブスターを訪問し、彼が協同して妥協に動くとの支持をとりつけ、一連の決議案を更にフーツにも示して同意をえた。1月29日、この根まわしの上に乗って、奴隷制に絡む政治闘争のすべての多様な諸側面を包括的に解決することを狙った妥協案を導入した。

このことのゆえに、四分の三世紀の間、1850年大妥協を扱ったほとんどすべての史家は、クレイとウエブスターを中心人物として扱ってきた。²²より最近の研究では、ダグラスおよび上院のデモクラット多数派に力点がおかれ、更に大妥協それ自体が持つ不分明で不正確な実体に、より慎重で厳密な定義を下そうと法解釈の研究がなされている。²³とまれクレイ提案が、9月30日までおよそ八ヶ月の大論戦を展開し、いわゆる大妥協によって収束されるまで、アメリカ史

上第一級で不可避のテーマを提供した。危機の重さ、その結果の不安定、そして華々しい論戦などが劇的効果をもたらした。ここで論ぜられたのは、ユニオンの維持という英雄的テーマであった。そして劇的な人物が相次いで登場した。「落日」の巨人たち——ウェブスター、カルフーン、クレイ——が、引退と死を目前にして集った最後の場であり、シュワード、ダグラス、デイヴィス、チェイス、ベントン、ベルなど有能な「旭陽」組が列席していた。これらのことが多くの史家を惹きつけてきたのである。

大論戦の幕をあけたクレイの決議案は、短い時間の演説の中で、次の八つを列挙している。(一)カリフォルニアを自由州として編入する、(二)メキシコ割譲地について、メキシコ法により奴隷制はすでに禁止されており、自然的条件よりも将来それが成立する可能性乏しいゆえ、国会が「奴隷制問題について如何なる抑制も条件も附すことなく」該地に准州を組織すべきこと。この二つは言うまでもなく、テリトリー問題の処理を扱っている。際立った点は、該テリトリーにおけるメキシコ法の拘束力を承認したこと、および奴隷制の地位についての言及である。すなわち上にあげた文言は、准州議会が行使する居住者主権ともうけとれるし、奴隷制拡大は合憲的義務とするカルフーン理論とも解される不分明さを持つ一方、明確に国会による奴隷制排除——ウイルモット条項——なしを意味した重要部分である。(三)テキサスとニューメキシコの間、紛糾し内戦にも発展しかねなかった境界線調整。(四)テキサスがメキシコに対し主張する領土権を放棄する見返りに、テキサス併合以前に発行された公債を合衆国が肩代りすること。この二点は次の意図から発した。すなわちテキサスは、その壮大なる共和国時代に、リオ・グランデ上流を西方境界線と主張していた。それは今日のニューメキシコの半分以上と、テキサス州の一部におよぶ領域であった。これを今日のテキサスとの境界と略々同じラインを設定することにより、ニューメキシコを損なわず、テキサスにはその公債を肩代りすることで慰撫しようとするものであったが、それは決して無視すべからざる力を持つテキサス公債保有者いわゆる「テキサス・ロビー」をして、妥協案支持に赴かせようとの意図を持つ重要法案であった。(五)コロムビア特別区におけるアボリションは不得策であるゆえ、干渉せざること。(六)同特別区における奴隷制交易

の禁止。この二項は、合衆国の顔とも言うべき特別区における奴隷制を扱ったことに意義がある。(4)逃亡奴隷の返還を確実にするための、より効果的な逃亡奴隷法の制定、(5)州際間奴隷交易に関し、国会は干渉する権限がなく、州法に委ねらるべきこと。

南北双方に対し、「断崖の端に立って祈ろう……もしこのユニオンの解体と言う悲惨で悲しむべき事態が生ぜしめられる時には、私は生きてこの痛ましくも魂を引き裂く光景を見ようとは思わない」と訴え、ユニオン分離と戦争とは同一であることを強調した。クレイヴンは、ここにクレイの心情と「妥協の存在」が見てとれるとしている。

しかしいま一人の研究者は、クレイの真意を幾らか異なった方法で捉えている。ハミルトンによれば、クレイは北部が南部よりもより譲るべきだと考えたのがゆえに、彼のアピールは主として北部に向けられていた、と。同じ国会議事録が引用されている。奴隷制についての北部の感情には、人道主義的色彩が濃厚であることが認められるとしても、南部の「慣習、安寧、財産、生命その他すべてが危険にさらされている」。北部多数派は物事を南部的観点に立って見るほど寛大であるべきである、と。

「妥協策としては、クレイの提案は北部への実質的譲歩であった」とは、いま一人の史家が下した判定である。三人の有力な史家が、それぞれに異なった感触と評価を与えていることへの我々の判断は、妥協というものの性質上、「誰が何を譲ったか」を実体的に精査した上でなさるべきであろう。（次稿の主題の一つを構成する）。しかし一世紀以上も後代の我々が、この大妥協を俯瞰的に観じうる利点を生かすならば、提案の実効は次のように要約できる。

テリトリーにおける奴隷制問題に関し、北部には奴隷制抜きでユニオン加盟を約し、南部に対してはユタおよびニューメキシコの二准州を組織し、その際、法律の中に奴隷制制限に関する条項を入れないことを約束した。このことは、これらテリトリーが奴隷制に開放されたということの意味するものではなくない。それは単に国会がその権限によって奴隷制を排除しないということの意味しただけである。従って、依然として次の可能性が存在した。(一)もし連邦諸裁判所が、合衆国憲法は准州に奴隷制排除を決定する権力ありと解釈した場

合、准州議会はそのような法の制定をなしうること、(二)奴隷制を禁止したメキシコ法の効力を認め、それが依然適用されるとする判決と判例によって、連邦裁判所が(一)の判断を下す可能性のあること。一方、南部にとって触知しうる収獲は、少なくとも奴隷制の（合憲的）「権利」の正式承認が確保されたことにある。すなわち特別区における奴隷制実在の再確認と、ウイルモット条項を拒否したテリトリー問題解決策、および逃亡奴隷回復の合憲的権利たることの、より強い再確認がそれらである。

これらの条項は、「奴隷主権力」強化に何ら資さなかった。しかし象徴的にこれらは南部にとって重要であった。合意として、これらは法の文言が約束しえないこと——すなわち反奴隷制十字軍はよって立つべき係争点を失なってその勢力を漸減させるであろうこと——を約したとみられる。

約言すれば、この妥協案の最も重要な条項は、曖昧化されていること、そしてクレイ自らこの曖昧さを明白にすることを拒否した。なぜなら彼は意味を判然させた条項は、国会を通過しないことを認識していたからである。このようにアメリカ・ユニオンの凝集力はすでに極めて損なわれていたゆえに、危機はセクション間の係争点に正面から取組み、断絶を結合させることによってよりも、むしろそれを掩蔽することによってのみ避けられると考えられたのである。

それにもかかわらず、或いはそのことのゆえに、妥協はより求められたと言えよう。クレイが2月5、6の両日に亘って、前述の提案を詳細に説明する演説を行なった時の国会情景がそれを明示している。2月5日、彼の登壇は午後1時と定められていたにもかかわらず、すでに午前9時には傍聴席は溢れて立錐の余地なく、10時には議場への通路が閉鎖されたが、大衆は側廊に入れられるチャンスを忍耐強く待った。そして午後1時、二時間半におよぶ詳細な提案説明が開始された。

²⁰ユニオンの危機感アピール、ユニオン解体は内戦に至るとの真剣な予測、宥和精神への訴えが基調をなした。南部側の反応を二人の政治家に代表させると、同月末テキサスのS・ヒューストンは総論としてクレイ案を支持し、他方デイヴィスはカリフォルニアが奴隷制に適さぬとする物理的理由はなく、従っ

てカリフォルニア自由州案は南部にとって不公平極まる条項である、との戦闘的な南部信条を披歴した。

⑪
しかし例によって、南部の「最後通牒」はカルフーンによって述べられることになる。3月4日、彼は病床を出、演説をするため（ヴァージニアのJ・M・メイソン代読）上院に向った、重病のためクレイの演説も聞けず会期にも出席できなかった身を押して。長時間におよんだこの重厚な演説は、現実主義者のそれであり、高次の知的水準でユニオン問題を扱っており、アメリカ・ナショナリズムを育んだ社会的、文化的要因を分析している。

「最初から奴隷制問題のアジテーションは、もし何らかの時宜的、効果的手段によって阻止されねば……ユニオン解体に至ると信じて来た」。今やユニオンは危胎に賓している。「如何にすればユニオンが維持できるか。この大問題に対する納得の行く解答を与えんとするならば、ユニオンを危うくしている諸原因の本質と性格についての、正確にして通暁した知識を持つことが必須である」。カルフーンは、セクション間のバランス維持を強調し、それがユニオンをつなぐ絆であること、これらの絆は無数であるが一度び切断され始めるや、力のみがユニオンを維持し得、その結果、分裂が続く。連邦政府設立時、「その時点では二者〔南北〕の間には略々完全なる均衡が存在した。そしてそれが、それぞれをして他者の攻撃から己れを守る数多の手段を準備したのである。しかし現況は、一つのセクションが政府を支配する排他的権力を有し、そのゆえに他のセクションが侵害と弾圧に抗して自己を守る適切な手段を残していない」。従って南北間の均衡を保持する手段が重要であることを強調し、作為的ではないにしろ建国の父祖たちの意図もそこにあったかの印象を与えんとした。彼の立論は、三つの基本的ではあるが悲劇的な仮説の上に組立てられている。⑫
第一は、田園的・農本社会が自然であり、商業的・産業的利益が人為的に勢力を増大して前者を脅やかしてはならぬこと、第二に、ニグロの劣等性は、黒人の福祉と社会の安全のために奴隷制を正当化する。彼の地位を奴隷に決するのは自然であること、第三に、建国の父祖の創出したものは連邦政府であって中央集権政府ではなく、従って主権者たる州には分離権が留保されていること。この三仮説について多くの評論が加えられてきているが、アメリカの

歴史と経験とは、これらすべてが誤りであるとは確言できないでいる。³³

カルフーンの演説はクレイ案を無視し、より深い問題を考究して採択の可能性なき解決策を主張した。そして事実上、ユニオン解体の不可避を予測さえした。数週間後訪れた死に当って、事実、カルフーンはユニオンに絶望し「大闘争が諸君ら若者たちによって闘われるに違いない……そこに私の悲しみがある——南部——哀れなる南部」との感情を残している。³⁴

しかし逆説的にはカルフーン演説は、妥協成立に貢献したとも言える。なぜなら30年におよぶ地域間論争の中で、これほど明白かつ重々しく南部の深い不満を警告したものはなく、それゆえユニオンが直面する危機の性質と重さを暗示したものは他になかったからである。³⁵

カルフーンの地域間均衡論と並んで、アメリカ史上、有名となった演説はウェブスターとシュワードのそれである。ウェブスターの「3月7日演説」は、最も批判の対象となったものであり、それゆえ重大なものであったと言えよう。³⁶

「3月7日演説」の一契機は、むしろ下院の動向と南部側の姿勢にあったと考えられる。1850年2月18日、ウイスコンシンのドーティ（D. Doty）が下院准州委員会に対し、カリフォルニアが自由州憲法をもってユニオンに加盟すべきであるとの提案を行なった。カリフォルニア問題を最優先させる意をもったこの提案は、南部の、殊にスティーヴンスの激怒を買った。彼の指導の下で、激しい議事妨害が展開された。そしてこの法案は葬られた。この議事妨害事件が、上院におけるウェブスターの演説構想に影響した。³⁷

ウェブスターの演説は重要性を持った。なぜなら彼の立場が如何なるものか誰も知らず、またそれまではフリーソイラーと見做されていたからである。死の迫っていたカルフーンが、彼の演説を聞くために登院した事実が、全土の耳目がウェブスターに集っていたことを示している。

彼は「マサチューセッツ人、北部人としてではなく、アメリカ人として」の立場から語りかけた。全体としてクレイの提案した妥協案を擁護した彼の演説の主要部分は、次の如くである。ユニオン解体は必ずや内戦に至るであろう、それゆえ南北双方の過激派は非難に値する。北部が人口、成長、富において優

位に立っているのは、連邦政府の偏好的政策が結果したものでなく、「時間の作用」によるとして南部側攻撃を防いだ。一方、南部には回復さるべき、正当に主張しうる「苦情」を持つと譲っている。テリトリーにおける奴隷制への攻撃は、従って南部に対する侮辱となる。

これは、かつてポーク、クレイその他の人々が唱導してきたと同じ基盤に立つ論であり、彼の演説の中核をなすものであった。すなわち「自然の法則」論である。自然的条件によって排除されそうなテリトリーにおける奴隷制に対する差別的立法は、得策でもなければ賢明でもない。「私はあえて自然の摂理をあらためて確言したり、神の意志を再制定したりはしない。私は嘲り、非難の目的をもってウイルモット条項を挿入するつもりはない」。南部諸州の紳士諸賢のプライドを傷つけるが如き策を、数をたのんであえてとるつもりはない、と。彼のこの演説は至高の平和提案であり、宥和へのアピールと解された。³⁸

彼の演説が多く北部人にどう受けとられたかについては冗言を要しない。憤激を買ったのである。どの程度にそれが、北部人に最初はためらい、そして最後には妥協的態度をとるように影響を及ぼしたか、については俄かに判断できない。最近の研究では、この演説が南部に与えた効果を認める傾きが強い。すなわち公然と分離やユニオン解体が唱導されていた南部に対し、ユニオンを救おうと決意し、その決意が南部をして最後の手段をとることを少なくとも10年遅らせた、と評価している。附言すべきは、総じて冷淡に反応した北部にあって、極めて好意的に迎えた無視すべからざる勢力が存在したことである。いわゆる「テキサス・ロビー」がそれである。たとえばワシントンの銀行家で、テキサス債券に龐大な投資を行っていたコーコラン(William W. Corcoran)は、ウェブスターに対し1000ドル小切手を添えて祝意の手紙を送るとともに、5000ドル以上にものぼる彼の手形を消約した。この財力を背景にしたグループの勢力が、妥協推進の見落すべからざる——そして従来、看過されてきた——援護力を形成した。³⁹

今日より見れば、ウェブスターの主たる論旨の中には道徳的熱情が欠落しているのは明らかである。この側面を強調したのがシュワードである。⁴⁰

ウェブスターに遅れること四日目の3月11日、シュワードは或る意味でもっ

と核心に触れた演説を行なった。彼は現下のアメリカ人の態度を述べ、将来の傾向について語った。国会が問われているのは道徳である。奴隷制は罪であり、「他人に鎖をかけている間、アメリカ人は真のクリスチャンにも、また真の自由人たることもありえない」。妥協は「全くの誤りであり、本質的に有害である」。合衆国憲法は奴隷制を認めていない、もし認めていたとしても「合衆国憲法より高次元の法が存在する」。キリスト教徒の民主国家は、テリトリーに自由を与えねばならぬ。かくて彼は憲法的義務無視の印象を与るとともに、テイラーの親密な支持者^④としての立場を捨てたのである。従来^⑤の関係から言えば、当然彼はテイラー案を支持すべきであつたらうに。

かくて「偉大なる調停者」と、二巨人と、一新星の演説が、国会が進むべき「パターンを設定」し終った。地域間均衡（カルフーン）か、ユニオン救済最優先か（ウェブスター）、^⑥ シュワードら北部急進派と南部の猪突派を両極に、妥協策が練られねばならぬ。

（註）

- ① Hamilton, "Cave of the Winds," pp. 331, 337—338.
- ② Silbey, *op. cit.*, p. 107; Hamilton, *Prologue to Conflict*, p. 23; Wiltse, *op. cit.* pp. 404 ff.
- ③ Potter, *Impending Crisis*, p. 90; Hamilton, *Prologue to Conflict*, pp. 34—40. レヴィンはネイチヴ・アメリカンとして登録されているが、彼の行動はしばしばフリーソイラーと同一視されたため、「9名、しばしば10名のフリーソイラー」と勘定される。Hamilton, *Prologue to Conflict*, p. 38. なお Richard B. Morris, *Encyclopedia of American History* (1965), p. 210. に、フリーソイラー13名とあるは明らかに誤りである。
- ④ Hamilton, *Prologue to Conflict*, p. 40; do., "Cave of the Winds," p. 332.
- ⑤ Hamilton, *Prologue to Conflict*, Chapter II "The Rising and the Setting Suns," pp. 25—42, esp. pp. 25—32; do., "Cave of the Winds," p. 332; Craven, *Coming of Civil War*, pp. 249—250; McLaughlin, *op. cit.*, pp. 524—525.
- ⑥ *Cong. Globe*, 31 Cong., I Sess., pp. 40—41, 44—45; Hamilton, "Cave of the

Winds,'” p. 332.

- ⑦ Silbey, *op. cit.*, pp. 107, 261—262; Hamilton, *Prologue to Conflict*, p. 43.
- ⑧ コップが1849年12月の民主党コーカスにおいて下院議長候補に指名された最大因は、この時点彼が熱烈なユニオニストであり、過ぐるカルフーン運動に反対したリーダーの一人であった、とされる。彼の1860年分離時における指導的役割と、南部連合設立時に示した指導性により、スタンダードな歴史書では、彼は軽視されるか、或いは「デイヴィスやヤンシー一型の過激派」として扱われている。Cf. Theodore C. Smith, *Parties and Slavery, 1850—1859* (1906), p. 52. しかし強い奴隷制擁護の姿勢を有しながら、セクシヨナルな見解とナシヨナルな愛国主義とを矛盾させず保持し、少なくとも大妥協時点では、ユニオニズムと公正さとを兼ね備えていた。Brooks, “Howell Cobb,” pp. 279, 284.
- ⑨ *Washington Union*, Dec. 27, 1849, quoted in Brooks, “Howell Cobb,” p.284; Hamilton, *Prologue to Conflict*, pp. 41—42; do., “‘Cave of the Winds,’” pp. 332—333; Potter, *Impending Crisis*, p. 90. 但しポッターが59回目の投票で決したとしているのは明らかに誤りである。最高得票ルールの採用を提唱したのはスタントン (Frederick P. Stanton) であったが、彼は民主党コーカスでは、この考えに48対28の反対があったとしている。なお内戦前期において、これに必敵する混迷した議長選挙は、1855年133回、1859年44回の投票を要している。いずれもカンザス・ネブラスカ法通過、共和党結成直後と、内戦直前の重大期であったことを、本稿の扱う時点の危機と併せて想起されたい。 *Congressional Quarterly's Guide to the Congress of the United States. Origins, History and Procedure* (1971), pp. 37—38.
- ⑩ 前掲拙稿。Hamilton, “‘Cave of the Winds,’” pp. 333—334; Silbey, *op. cit.*, p. 108.
- ⑪ この見解についての顕著な例として、秀れた次の論文を参照されたい。Herbert Darling Foster, “Webster’s Seventh of March Speech and the Secession Movement,” *American Historical Review*, XXVII (1922), pp. 245—270.
- ⑫ Hamilton, “‘Cave of the Wind,’” pp. 333—334; Brooks, “Howell Cobb,” p. 285; Frank H. Hodder, “The Authorship of the Compromise of 1850,” *Mississippi Valley Historical Review*, XXII (1936), pp. 525—526; Potter, *Impending Crisis*, pp. 95—96.

- ⑬ James D. Richardson (ed.), *A Compilation of the Messages and Papers of the Presidents* (11 vols, 1907), V, pp. 9—24.
- ⑭ テイラー教書の表面的合理性と、実質的には南部拡大抑制策であった、との分析については次をみよ。Hamilton, *Prologue to Conflict*, pp. 47—48.
- ⑮ *Augusta Constitutionalist*, Jan. 8, 1850, quoted in Silbey, *op. cit.*, pp. 262—263, n.9. 傍点引用者。
- ⑯ *Cong. Globe*, 31 Cong., I Sess., pp. 27—28; Potter, *Impending Crisis*, pp. 94—95; Hamilton, “‘Cave of the Winds,’” p. 335; do., *Prologue to Conflict*, p.44. 傍点原文。
- ⑰ ダグラスは、この合衆国テリトリーの中から17の新しい自由州が誕生すると予測していた。*Cong. Globe*, 31 Cong., I Sess., App., p. 731. これらの州は彼の予測した形では現れなかったが、最終的には正しく17州が生れた。
- ⑱ Potter, *Impending Crisis*, pp. 93—94; Hamilton, “‘Cave of the Winds,’” pp. 336—337. テイラー案を好意的に見、かつ面倒なテリトリー問題解決策として見るならば、それは或る種の熟達した策であったと言える。カリフォルニア、ニューメキシコが自由州になる可能性が強く、それゆえ北部からの反対はないと計算しえたであろうし、同時に奴隷制問題をローカル・デンションに委ねることにより、キャスのではないが「一種の居住者主権説」を採ることによって、ウイルモット条項を回避することができた。そのゆえに南部人の不満を鎮和することが可能——厄介な准州期間中の奴隷制問題を、准州段階を経ず直接的に州に昇格させることで深刻に問わずに済むという点において——だとも見えたからである。しかし当時のテイラーが陥っていた無援護という現実の実態からすれば、彼のこの政策は一層、慎重なものであって良かったと言えよう。妥協案の法制化が、テイラーの政策によって難しいものになり複雑化した、との見解については次をみよ。Holman Hamilton, “Democratic Senate Leadership and the Compromise of 1850,” *Mississippi Valley Historical Review*, XLI (1954), pp. 403—418.
- ⑲ たとえば次の行文を見よ。Allan Nevins, *Ordeal of the Union* (2vols., 1947), I, pp. 257—260. 「大統領の計画は、幾つかの理由で全く非現実的であった」。
- ⑳ Hamilton, *Prologue to Conflict*, pp. 50—52; Hodder, “Authorship,” p. 526.
- ㉑ Hamilton, *Prologue to Conflict*, pp. 53—54.

- ②② Potter, *Impending Crisis*, p. 97; Hodder, "Authorship," pp. 526—527; Craven, *Coming of Civil War*, pp. 250—251.
- ②③ James Ford Rhodes, *History of the United States from the Compromise of 1850* (7 vols., 1893—1906), I, pp. 120—195; James Schouler, *History of the United States under the Constitution* (6 vols., 1880—1899), V, pp. 159—198.
- ②④ Hodder "Authorship,"; George F. Milton, *The Eve of Conflict: Stephen A. Douglas and the Needless War* (1934), pp. 50—75; Hamilton, "Democratic Senate Leadership."
- ②⑤ Robert R. Russel, "What was the Compromise of 1850," *Journal of Southern History*, XXII (1956), pp. 292—309; do., "Constitutional Doctrines with Regard to Slavery in Territories," *Journal of Southern History*, XXXII (1966), pp. 466—486. これらの研究については、後に詳述する。
- ②⑥ *Cong. Globe*, 31 Cong., I Sess., pp. 246—247; McLaughlin, *op. cit.*, pp. 525—526; Potter, *Impending Crisis*, p. 99; Hamilton, *Prologue to Conflict*, p. 54; Craven, *Coming of Civil War*, pp. 251—252.
- ②⑦ *Ibid.*, p. 252.
- ②⑧ *Cong. Globe*, 31 Cong., I Sess., pp. 244—247; Hamilton, *Prologue to Conflict*, p. 54.
- ②⑨ Potter, *Impending Crisis*, p. 100.
- ③⑩ Hamilton, *Prologue to Conflict*, pp. 55—56.
- ③⑪ *Cong. Globe*, 31 Cong., I Sess., App., pp. 115—127 (Clay), 97—102 (Houston), 149—157 (Davis); Potter, *Impending Crisis*, p. 100.
- ③⑫ Crallé (ed.), *Works of Calhoun*, IV, pp. 542—573, esp. pp. 542, 544. カルフーンは、この点を精密化しなかった。それは彼の死後刊行された *A Disquisition on Government* (1853, 1953 edition) に盛られた「競合の多数」原理を基底にしている。
- ③⑬ Craven, *Coming of Civil War*, pp. 253—254; McLaughlin, *op. cit.*, p. 527.
- ③⑭ Eaton, *op. cit.*, pp. 542—543.
- ③⑮ Craven, *Coming of Civil War*, pp. 252—258; Wiltse, *op. cit.*, pp. 458—465; Potter, *Impending Crisis*, pp. 100—101; Hamilton, *Prologue to Conflict*,

pp. 71—74.

- ③⑥ McLaughlin, *op. cit.*, pp. 527—528.
- ③⑦ Foster, “Webster’s Seventh of March Speech,” pp. 257—262; Hodder, “Authorship,” pp. 527—528. この議事妨害は同時にダグラスをして、解決策打開のためには指導的な南部ホイッグ（スティーヴンス、ツームズ等）と接触することの必要性を認識させた。 *Ibid.*
- ③⑧ Craven, *Growth*, p. 77; do., *Coming of Civil War*, pp. 255—256; Potter, *Impending Crisis*, pp. 101—102; Hamilton, *Prologue to Conflict*, pp. 76—81; McLaughlin, *op. cit.*, pp. 528—529.
- ③⑨ Hamilton, *Prologue to Conflict*, p. 81.
- ④⑩ *Ibid.*, p. 76; McLaughlin, *op. cit.*, p. 529.
- ④⑪ *Cong. Globe*, 31 Cong., I Sess., App., pp. 260—269, esp. p. 268; Hamilton, *Prologue to Conflict*, pp. 84—86; Potter, *Impending Crisis*, p. 102; Craven, *Coming of Civil War*, pp. 256—257; McLaughlin, *op. cit.*, pp. 529—530.
- ④⑫ Hamilton, *Prologue to Conflict*, Chapter V “A Pattern Defined,” pp. 84—101.

（五） むすびにかえて

第31国会第一会期、殊に上院は合衆国会史上、最も有名な討論場となった。危機的な雰囲気と、演説者の話術が劇的要素を加えた。カルフーンは病篤く、投票前に死が到来すると信じられていた。彼の訣別演説はその意味においても、最も印象的なものの一つとなった。ウェブスターは沈黙することによってサスペンスを盛りあげていたが、遂に妥協案を好感する意を示した。シュワードは過激な内容を持ちこんだ。しかしクレイは、おびただしく生産される演説の波に浮かせて妥協案を採択させようと狙った。妥協への期待が増大した。それゆえ六月に七つの南部州の代表団がナッシュビルに集った時、ユニオン崩壊の機運は消滅していたため、同代表団のなしえたことは、大会を一時延期すること、妥協案の運命が定まって後、再び開催することを決めたのみであっ

た。

しかしながらユニオニストの楽観主義にもかかわらず、重大な諸障碍が妥協の前に横たわっていた。確かに演説はおびただしくなされたし、ウェブスターのそれは南部の感情を幾らか柔げた。しかし演説は、国会での票を一つだけに動かしえなかったであろう。諸演説の真の効用は、密室で大妥協の細案を捻出するための時間稼ぎにあった。後日、ダグラスはそのことをシンシナティでの演説で明らかにしている。

①
テイラー大統領のクレイに対する感情も、重要な阻害因子であった。彼は自案がクレイ案によって粉碎されるかも知れぬこと、とくにクレイのニューメキシコ法案に強い反対を示し、拒否権発動の可能性をほのめかした。更にクレイの包括的妥協案を一つの全体として通過させるに足る多数派は、両院において結成されていなかった。妥協反対派は複雑な国会運営の罫にかけて妥協を延期させるべく策動し、一連の投票において大妥協案の各条項を個別的に切断した。七月末の時点では、妥協への大努力は失敗に終わったかに見えた。妥協の「第二局面」が出現しない限り、デッド・ロックは開かれまいであろう。

②
第二局面の出現と、最終的に得られた大妥協の実体的部分の考察、すなわち「誰が何を譲ったか」の検討——それはいずれのセクションに利したかの問いかけに答えることでもある。条件づき受容としての妥協というものの本質上、両セクションに必然的に誕生した不満分子の動向、「究極的結着」と受けとられた大妥協が、なぜに短命に終わったのか——それは大妥協の基底的「原理」の考察を要求する。また直接的に破綻の因となった逃亡奴隷法（対極に人身自由法）は、如何なるものであったか、が次稿以下で究明さるべき主要テーマである。

（註）

- ① Speech at Cincinnati, Sept. 9, 1859, cited in Hodder, "Authorship," p. 527.
- ② Potter, Division and Stresses, pp. 52—53.
- ③ 大妥協の「原理」を崩壊させたカンザス・ネブラスカ法が、より大きな意味での破綻をもたらした。拙稿「カンザス・ネブラスカ法案—若干の背景」史林57巻5号（1974年9月）参照。